

平成29年度版
狭山市
環境レポート



Sayama City Environmental Report 2017

目 次

第2次狭山市環境基本計画

第2次狭山市環境基本計画の概要

| | |
|---------------------|---|
| 1. 計画策定の背景 | 2 |
| 2. 計画の基本的事項 | 3 |
| 3. 基本理念と望ましい環境イメージ | 5 |
| 4. 基本目標と市民が描く将来の環境像 | 6 |
| 5. 各主体の基本的役割 | 7 |
| 6. 計画の施策体系 | 8 |

年次報告書(平成28年度実績) 進行管理指標の現状

| | |
|-------------|----|
| 基本方針(1)～(7) | 10 |
| 重点プロジェクト | 25 |

環境マネジメントシステムの取り組み

| | |
|--------------------|----|
| 狭山市環境マネジメントシステム | 32 |
| 温室効果ガス排出量の把握 | 33 |
| グリーン購入の推進・低公害車導入状況 | 35 |
| 狭山市環境方針 | 36 |

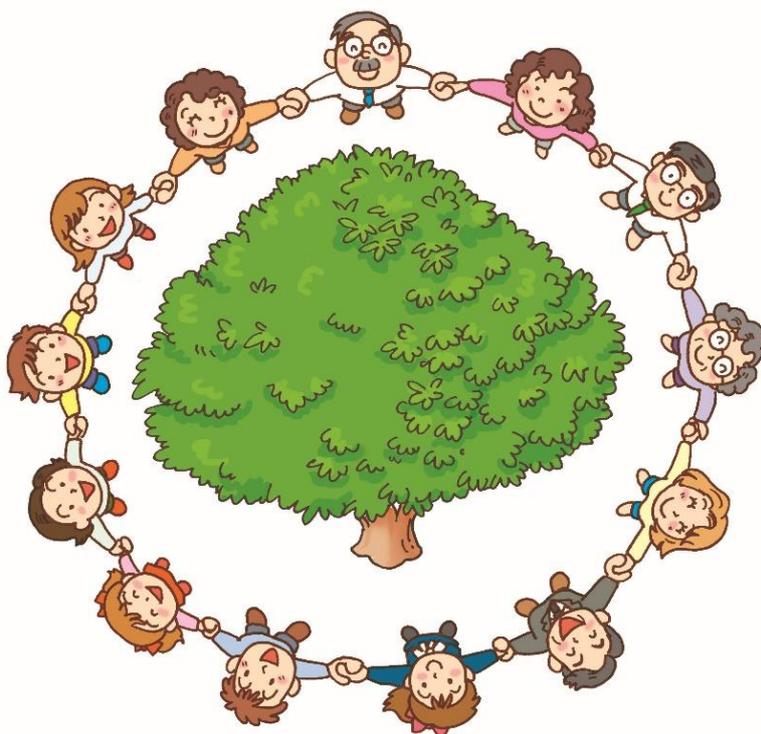
環境調査結果

| | |
|--|----|
| 1. 大気汚染 | 38 |
| 調査の概要/実施主体・測定項目及び調査地点/環境基準/埼玉県の調査結果/ 狭山市の調査結果 | |
| 2. 水質汚濁 | 43 |
| 調査の概要/調査地点/環境基準/測定結果/入間川、不老川のBOD経年変化 | |
| 3. ダイオキシン類 | 47 |
| 調査の概要/調査地点/環境基準/測定結果 | |
| 4. 騒音 | 49 |
| 調査の概要/道路交通騒音調査/調査地点/環境基準/測定結果/ 航空機騒音調査/調査地点/環境基準/測定結果 | |

| | |
|----------------|----|
| 参考資料 狭山市環境基本条例 | 53 |
|----------------|----|

第2次狭山市環境基本計画

年次報告書(平成28年度実績)



第2次狭山市環境基本計画の概要

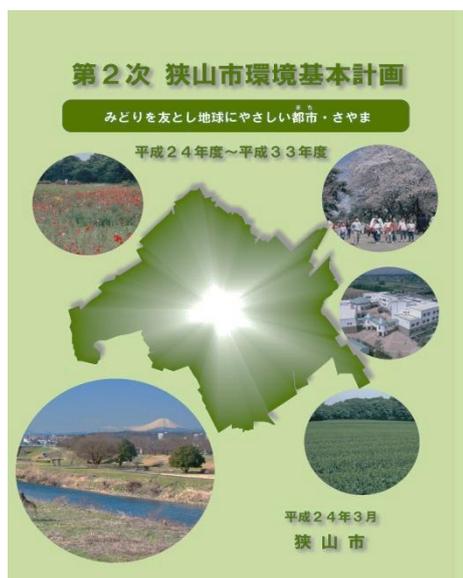
1. 計画策定の背景

狭山市では、全国的にみても比較的早い平成 10 年 3 月に『狭山市環境基本計画』を策定し、その5年後には、地球温暖化対策の強化、ISO14001を活用した進行管理による継続的な計画の改善、見直しの初期段階からの市民参加といった視点を重視して、計画の見直し、改定を実施しています。

一方、本市の状況を見ると、人口減少に伴う少子高齢化の進行や、平成 20 年 9 月のリーマンショックを契機とした景気後退等、社会経済状況に大きな変化がありました。環境への取り組みについても、入間川、不老川の水質改善やごみの減量等一定の成果を上げている分野もありますが、身近な緑や水辺の減少、温暖化対策等、さまざまな課題が残されています。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響で引き起こされた福島第一原子力発電所の事故等による電力不足に伴い、化石燃料の使用が増加するため、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みは新たな課題に直面しています。一方で、電力逼迫に対応するための節電の取り組みは、これまでの大量生産・大量消費社会における私たち一人一人の生活のあり方を見つめ直すきっかけにもなっています。

こうした環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえ、前計画期間が平成 23 年度末に満了することから、平成 24 年度から 10 年間の新たな『第2次狭山市環境基本計画』を策定したものです。



2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

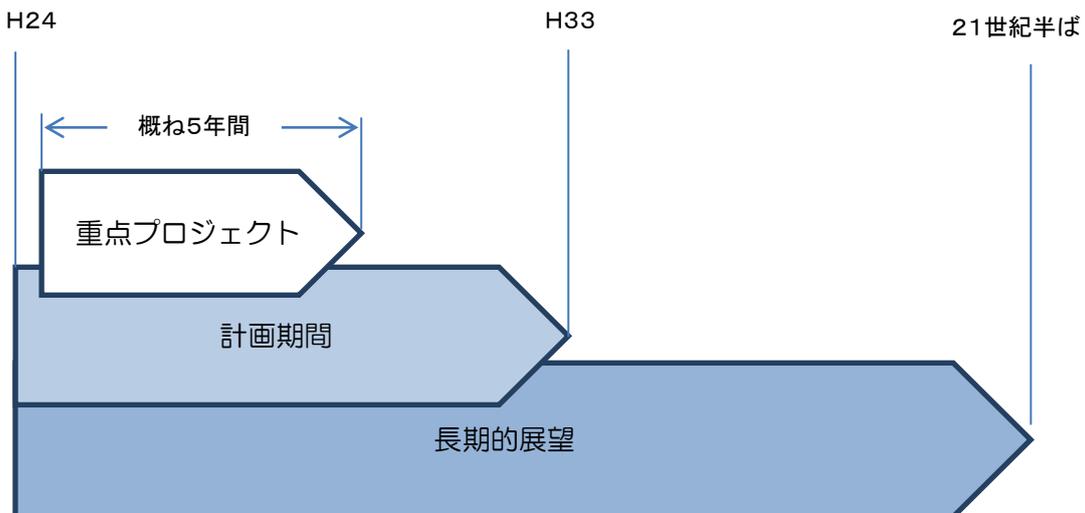
『第2次狭山市環境基本計画』は、『狭山市環境基本条例』第7条に基づいて策定され、市民や事業者との協働のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

また、「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指して市政運営の指針を定めた『第3次狭山市総合振興計画 後期基本計画』と整合性のある環境分野の計画として位置づけられます。

なお、本計画は、温室効果ガスの排出抑制のための総合的・計画的な施策展開に向けて定める『狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』を包含するものとします。

(2) 計画の期間

計画期間は21世紀半ばを展望しつつ、平成24年度から10年間とします。ただし、短期的に取り組む「重点プロジェクト」は、計画期間を概ね5年間として設定することとします。



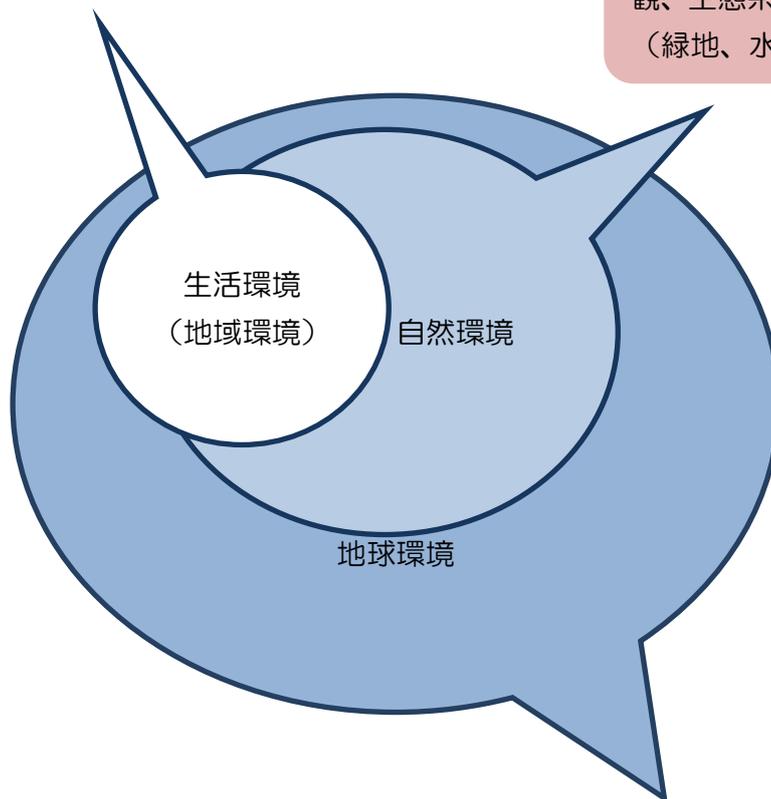
(3) 計画の対象範囲

日々の生活に密着した生活環境(地域環境)の改善や、生活の場を取り巻く自然環境の保全のための行動を通して、生活の質と地域の価値を高めるだけでなく、地球環境の保全と持続的発展が可能な地域社会の形成に寄与します。

対象とする環境の範囲

公害（典型7公害、都市・生活型公害）、有害化学物質、放射性物質、公園・街路樹、交通、(都市的)景観、ごみ 等

地形・地質、野生生物、(自然的)景観、生態系、自然とのふれあいの場（緑地、水辺、農地）等



地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、森林減少、生物多様性、資源・エネルギー 等

3. 基本理念と望ましい環境イメージ

(1) 基本理念

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会を、
一人ひとりの日常の活動を通してつくっていくことにより、
地球環境の保全とともに、
将来世代を含む市民が健全で豊かな環境からの恵みを楽しむことができるようにする。

(2) 望ましい環境イメージ

『みどりを友とし地球にやさしい^{まち}都市・さやま』

みどりを友とし： 入間川、雑木林、茶畑等に代表される
狭山のみどりの保全を優先し、
自然とのふれあいを大切にします。

地球にやさしい： 地球温暖化をはじめ深刻化する地球環境問題に対して、
地域でできる取り組みを積極的に推し進めます。

都^ま市^ち・さやま： 子どもから高齢者まで市民の誰もが、気持ちよく、
安心して暮らせる生活環境を整えます。

『みどりを友とし地球にやさしい^{まち}都市・さやま』ということばは、
「自然環境」、「地球環境」、「生活環境」を総合的に保全し、
よりよい環境をつくっていこうという意志を表しています。

4. 基本目標と市民が描く将来の環境像

(1) 基本目標

前回の計画では、長期的に大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から持続的な発展が可能な社会へ転換を図るため、4つの基本目標のもと、環境保全の取り組みを推進してきました。

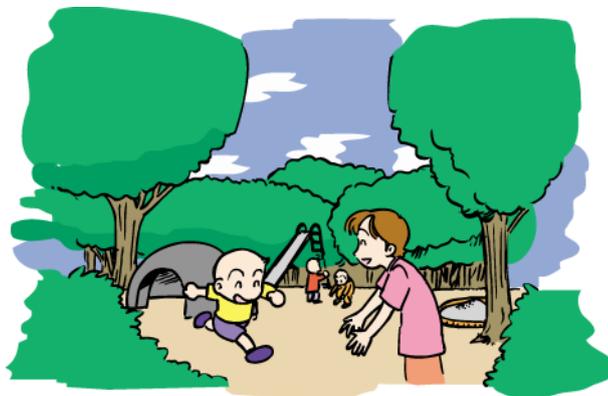
これまでの課題を踏まえ、本計画でも、前回の計画の4つの基本目標を基本的に継承していきます。

望ましい環境イメージを実現する4つの基本目標

- 基本目標 1 人と自然との共生
- 基本目標 2 環境への負荷の少ない地域社会の実現
- 基本目標 3 地球市民としての貢献
- 基本目標 4 環境保全への主体的参加

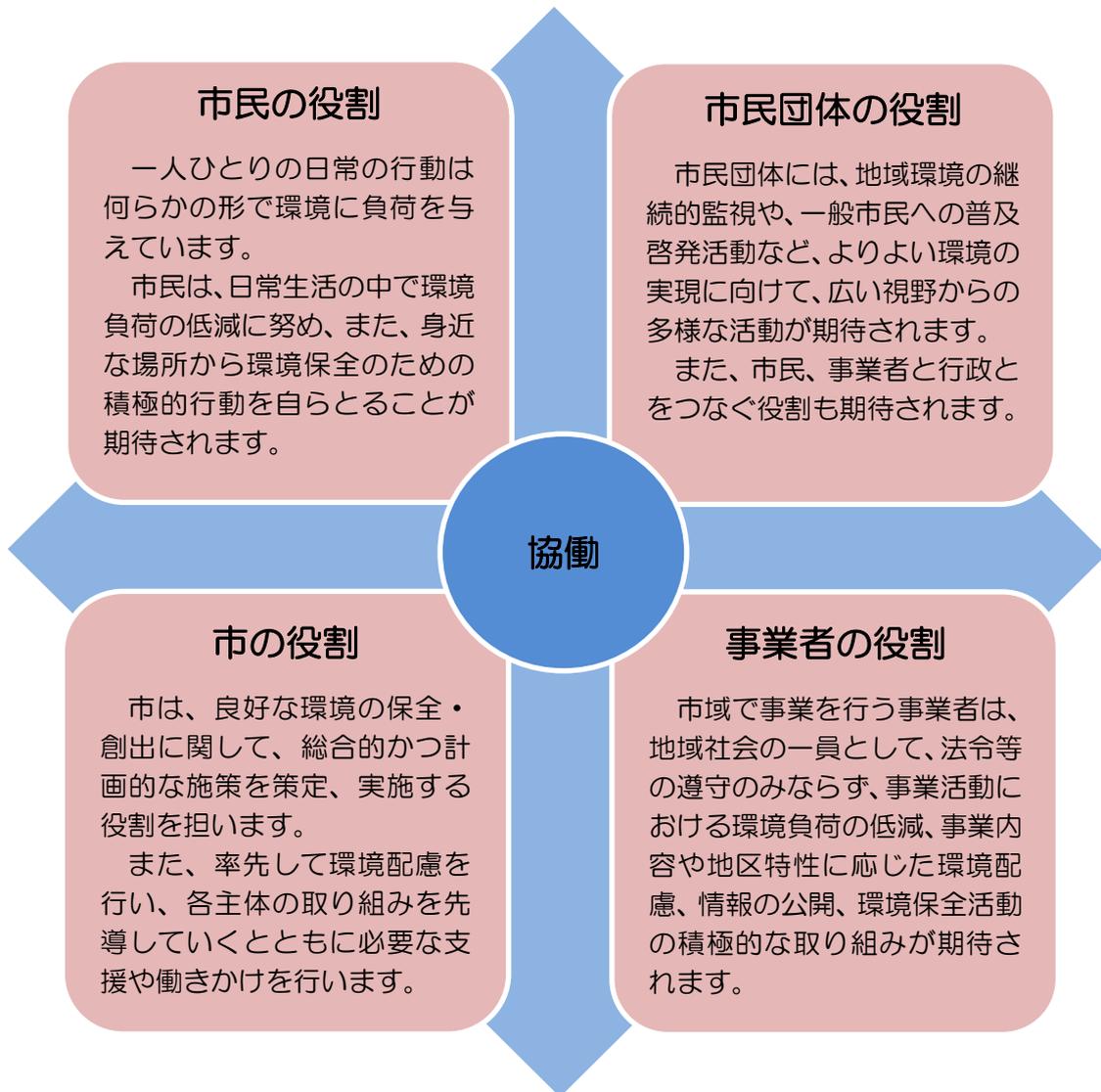
(2) 市民が描く将来の環境像

望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」とそれを実現するための4つの基本目標の達成に向けて、市民、事業者、市が同じ方向を目指して環境保全に取り組めるよう、21世紀半ばを展望した狭山市の環境の姿や市民生活のイメージを整理しました。（市民が描く将来の環境像については、第2次狭山市環境基本計画（平成24年3月）を参照ください。）



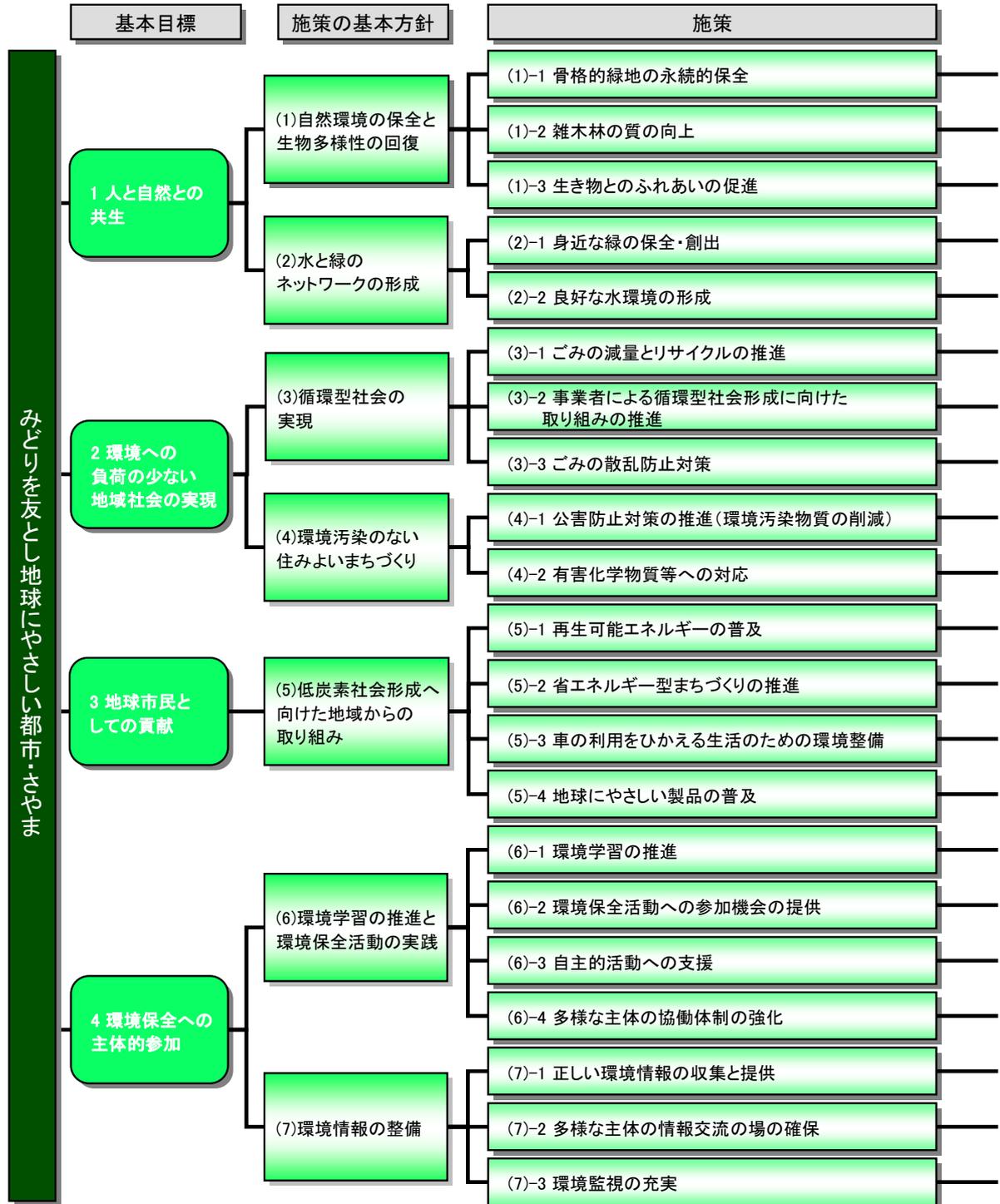
5. 各主体の基本的役割

よりよい環境づくりのためには、市民、市民団体、事業者、市が「協働」の考え方のもとで、適切な連携を図りつつそれぞれの役割を果たしていくことが大切なことです。



6. 計画の施策体系

望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」とそれを^ま実現するための4つの基本目標の達成に向けて、市民、事業者、市が同じ方向を目指して環境保全に取り組みます。



| 取り組み | |
|------|---|
| — | 緑地の担保、地域制緑地等の指定、財源の確保 |
| — | 適切な利用と管理による生物多様性の回復、市民参加による適切な管理 |
| — | 智光山公園、堀兼・上赤坂公園の活用、ふれあいの場の整備・機会の提供 |
| — | 市街地内の樹林地の保全、公園緑地の整備・管理、公共施設の緑化、道路緑化、民有地の緑化の推進 |
| — | 河川水質の改善、河川における生物多様性の保全、小河川・水路の整備・管理、川とのふれあい、水源地域との交流の促進、農地の保全・活用、雨水の利用及び地下浸透の促進 |
| — | ごみの発生抑制、リサイクルの推進、4Rの普及啓発の充実、ごみの安全・適正な処理 |
| — | 産業界への普及啓発 |
| — | ポイ捨て防止・不法投棄対策、まちの美化に関する普及啓発 |
| — | 必要な規制・指導の強化、自主的な環境保全活動の促進、環境汚染の実態の把握・公表、自動車公害の抑制、モラルの向上、地域のルールづくり |
| — | 監視・指導の強化、実態把握と情報提供 |
| — | 再生可能エネルギーの活用、市民共同発電所の普及支援 |
| — | 省エネルギー建築の普及、省エネルギー行動の普及促進、スマートコミュニティ構想の調査・検討 |
| — | 徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくり、公共交通の利用促進、自動車利用の抑制、次世代自動車の普及、エコドライブの普及啓発 |
| — | 地球にやさしい製品の普及、グリーン調達の推進 |
| — | 学校における環境教育の推進、地域ぐるみの環境学習の推進、環境教育の場の提供 |
| — | 環境保全活動の推進 |
| — | 多角的支援、登録、顕彰等による評価 |
| — | パートナーシップの仕組みづくり、地域力の向上、広域連携 |
| — | 正しい情報の整備、多様なメディアによる情報交流 |
| — | 環境情報・啓発の場の整備、イベント等の開催 |
| — | 環境監視の充実、環境評価と情報発信 |

年次報告書(平成28年度実績) 進行管理指標の現状

基本目標1 人と自然との共生

生き物が住みやすく、ふれあいの得られる緑を回復しよう
いつでもどこでも水や緑の魅力を感じ、気持ちよく暮らせるまちをつくろう

基本方針(1) 自然環境の保全と生物多様性の回復

施策の方向性

入間川・不老川とその周辺斜面林、農地と一体となったまとまりのある平地林は、狭山の代表的な緑ですが、このような緑は減少傾向にあります。市では、これまでも緑地の公有地化や地域制緑地等の指定等により、市内の重要な緑地や保全が危ぶまれる必要な緑地の保全を図ってきましたが、今後も引き続き、狭山の緑の骨格として永続的な保全に努めます。

また、これらの樹林が多様な公益的機能を発揮するよう、市民参加による適切な管理に取り組み、生物多様性の回復による雑木林の質の向上を図るとともに、市民の生き物とのふれあいの場として活用します。

施策(1)-1 骨格的緑地の永続的保全

| 指標項目名 | 平地林等の公有地化面積(ha) | | | | | 担当課 | みどり公園課 | |
|-------|---|--------|------|------|------|------|--------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 20.9 | 20.9 | 20.9 | 21.2 | 21.2 | 21.4 | 31.9 |
| 概要 | 緑豊かな自然環境を次世代に残していくため、市南部の平地林や入間川に沿った斜面林などの緑地を、永続的な保全に向けて公有地化を図っている。 | | | | | | | |
| 実績 | 入間川左岸斜面緑地(柏原・広瀬・笹井)4.21ha、稲荷山特別緑地保全地区1.99ha、ふるさとの緑の景観地(堀兼・水野・櫛山)6.76ha、くぬぎ山自然再生事業0.49ha、狭山市ふれあい緑地(中央及び下平野の一部)0.30ha、市と協力して埼玉県が取得した緑地7.60haの合計21.35haで、平成28年度は堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地内の山林1,877㎡を取得し、公有地化した。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 特別緑地保全地区の指定面積(ha) | | | | | 担当課 | みどり公園課 | |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|--------|--------|
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 概要 | 特別緑地保全地区は、良好な都市環境を確保するために必要な自然環境を保全するため、都市の整備、開発又は保全の方針を定める都市計画の一環として定めるものである。 | | | | | | | |
| 実績 | 稲荷山特別緑地保全地区(入間川4丁目、稲荷山1丁目)の約2haを指定している。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | ふるさとの緑の景観地指定面積(ha) | | | | | 担当課 | みどり公園課 | |
|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 127.62 | 127.62 | 127.62 | 127.95 | 127.95 | 127.95 | 127.62 |
| 概要 | 埼玉らしさを感じさせる樹林を中心として優れた風景を形成している地域(5ヘクタール以上)を守るため指定しているもので、埼玉を象徴する緑を形成している地域を、埼玉県が指定している。 | | | | | | | |
| 実績 | 狭山市堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地(79.10ha)、狭山市櫛山ふるさとの緑の景観地(19.32ha)、狭山市水野ふるさとの緑の景観地(11.84ha)、狭山市南入間野ふるさとの緑の景観地(7.05ha)、狭山市逃水ふるさとの緑の景観地(10.64ha)の合計127.95haで、平成28年度の指定面積の増減はなかった。 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|--|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 指標項目名 | みどりの基金活用額（累計）（百万円） | | | | | 担当課 | みどり公園課 | |
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 792.6 | 810.6 | 810.6 | 819.1 | 819.1 | 825.1 | 1,306 |
| 概要 | 市内に残された貴重な緑地を保存するため、市民や企業等に募金への協力を募るとともに募金の効果的な活用を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | 平成28年度は、公有地の取得に対し 6,000,000円を活用し、寄附額 2,380,640円（個人 520,890円、団体等（緑の募金還元金含む） 1,859,750円）などを含む 8,527,191円を基金へ積み立てた。 | | | | | | | |

施策(1)-2 雑木林の質の向上

| | | | | | | | | |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|--------|--------|
| 指標項目名 | 市民参加で管理している雑木林の箇所数（件） | | | | | 担当課 | みどり公園課 | |
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 |
| 概要 | 市街地に残った緑を残していくため、雑木林の所有者の方から土地を借用して緑地の保全を図っている。また、雑木林の清掃等の作業を地元自治会や市民団体が行っており、緑地保全活動の協働の場となっている。 | | | | | | | |
| 実績 | 富士見ふれあい緑地（入間川字イ・6,171㎡）、中央ふれあい緑地（中央2丁目・1,088㎡）、東三ツ木ふれあい緑地（東三ツ木字南台・1,617㎡）、下平野ふれあい緑地（入間川字下平野・7,502㎡）、南入間野ふれあい緑地（北入曾字南入間野・1,381㎡）、上窪ふれあい緑地（入間川字上窪・2,599㎡）、中平野ふれあい緑地（入間川字中平野・6,981㎡）の計7箇所・27,339㎡で、平成28年度の新たなふれあい緑地はなかった。 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標項目名 | ①ふれあい緑地指定面積（ha） ②市民緑地指定面積（ha） | | | | | 担当課 | みどり公園課 | |
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | ① 2.9 | ① 2.7 | ① 2.7 | ① 2.7 | ① 2.7 | ① 2.7 | 3.53 |
| | | ② 0.63 | ② 0.63 | ② 0.63 | ② 0.63 | ② 0.63 | ② 0.63 | |
| 概要 | ふれあい緑地や市民緑地は、良好な都市環境を確保するため、所有者の申し出に基づき市と借地契約（期間20年）を締結し、散策路などの整備を行い、市民に開放している緑地である。 | | | | | | | |
| 実績 | ①ふれあい緑地（7箇所） 27,339㎡、②山王塚市民緑地（大字南入曾字山王塚） 6,300㎡で、平成28年度の新たな緑地の整備はなかった。 | | | | | | | |

施策(1)-3 生き物とのふれあいの促進

| | | | | | | | | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 指標項目名 | 生物の生息等に関する調査回数（累計）（回） | | | | | 担当課 | 環境課 | |
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 9 | 10 |
| 概要 | 市内に生育、生息する動植物と自然環境を把握し、生物多様性の保全に対する施策や事業への基礎資料とするほか、自然、生き物等のふれあいの機会などに活用する。 | | | | | | | |
| 実績 | 平成28年度までにまとめた、自然環境保全活動団体による生物の生息に関する調査は、各公民館を中心に実施した環境関連講座等の基礎資料として活用した。 | | | | | | | |

まとめ

緑の骨格として永続的な保全に努めることとしている平地林は、緑の基金を活用して若干の公有地化の拡大が図れたものの、特別緑地保全地区の指定面積、市民協働で緑地保全等を行う雑木林の箇所数は現状維持にとどまった。

今後は、生物生息調査結果等を基礎資料として活用を図っていくとともに、さらなる生き物とのふれあいの場を創出し、市民意識の底上げを行っていく必要がある。

基本方針(2) 水と緑のネットワークの形成

施策の方向性

市における水と緑のネットワークは、まとまりのある雑木林と農地、入間川、不老川を骨格に、公園、学校等、市街地内の小さな緑、街路樹や小河川・水路、さらには家庭や事業所等の植栽(生け垣等)を含めて形成されます。

今後も引き続き、都市内の貴重な緑の拠点として、民有地や公共施設の緑化、公園緑地の整備を通じて、身近な緑の保全・創出に取り組むとともに、都市にうるおいを与える資源として、良好な水環境の形成に取り組み、市街地内の緑と川をつなぐことで、まち全体の水と緑のネットワーク形成を図ります。

施策(2)-1 身近な緑の保全・創出

| 指標項目名 | 公園の数(累計) | | | | | | 担当課 | みどり公園課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 183 | 188 | 188 | 190 | 193 | 194 | 189 |
| 概要 | 憩いの場、スポーツレクリエーションの場としての公園の充実や都市の緑化を図り、市民に潤いと安らぎを与える快適なまちづくりを推進するため、公園の整備等を行っている。 | | | | | | | |
| 実績 | 平成28年度において、入間川1丁目の緑地を、都市公園法に基づく都市公園のひとつとして位置付けた。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 市民一人あたりの公園面積(m ² /人) | | | | | | 担当課 | みどり公園課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 8.6 | 8.6 | 8.6 | 8.7 | 8.9 | 9 | 9 |
| 概要 | 憩いの場、スポーツレクリエーションの場としての公園の充実や都市の緑化を図り、市民に潤いと安らぎを与える快適なまちづくりを推進するため、公園の整備等を行っている。 | | | | | | | |
| 実績 | 総公園面積 1,368,569m ² 総人口 152,730人(平成28年4月1日現在) | | | | | | | |

| 指標項目名 | 保存樹林等の指定 ①保存樹林(m ²) ②保存樹木(本) ③保存生け垣(m) | | | | | | 担当課 | みどり公園課 |
|-------|---|----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | ① 36,580 | ①36,580 | ①33,365 | ①32,704 | ①32,704 | ①31,494 | ① 36,580 |
| | | ② 216 | ② 210 | ② 203 | ② 196 | ② 175 | ② 167 | ② 216 |
| | | ③ 831 | ③ 805 | ③ 805 | ③ 731 | ③ 724 | ③ 684 | ③ 831 |
| 概要 | 良好な自然環境を守るため、樹木の高さ12m以上、幹の周囲が1.2m以上ある樹木を保存樹木として、面積が1,000m ² 以上ある山林を保存樹林として、道路に直接沿う部分の長さが20m以上ある生け垣を保存生け垣として、それぞれについて所有者と協議のうえ指定している。 | | | | | | | |
| 実績 | 平成28年度において、①保存樹林 1,210m ² 解除、②保存樹木 3本追加、11本解除、③保存生け垣 40mの指定を解除した。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 生け垣の補助延長(累計)(m) | | | | | | 担当課 | みどり公園課 |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 5,903 | 5,998 | 6,069 | 6,087 | 6,095 | 6,104 | 6,631 |
| 概要 | 緑化の推進と災害防止に役立たせるため、生け垣設置者に対して補助金を交付し、住み良い都市環境を作ることを目的とするもの。 | | | | | | | |
| 実績 | 生け垣(9m)設置に対して補助金を交付し、市街地緑化を推進した。 | | | | | | | |

施策(2)-2 良好な水環境の形成

| 指標項目名 | 雨水貯留浸透施設の設置数(基) ①雨水貯留タンク ②浸透マス ※H22からの累計 | | | | | 担当課 | 道路雨水課 | |
|-------|--|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | ① 128 | ① 189 | ① 211 | ① 232 | ① 245 | ① 254 | ① 174 |
| | | ② 292 | ② 373 | ② 387 | ② 393 | ② 406 | ② 437 | ② 414 |
| 概要 | 狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金交付要綱により、雨水を戸建て住宅の雨樋より集水する雨水簡易貯留施設又は、浸透マスを設置し、雨水利用及び地下浸透を行うものに対し施設費の一部を補助する。 | | | | | | | |
| 実績 | ・貯留タンクの補助 8件(9基・1,260ℓ) ・浸透マスの補助 7件(31基) 1件につき工事費に要した費用の2分の1以内の額で、雨水貯留タンクの設置補助 3万円、浸透マスの設置補助 4万円を限度とし、申請件数15件で44万1千円の補助をした。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 合併処理浄化槽の設置数(基) ※S63からの補助件数の累計 | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 388 | 404 | 405 | 405 | 405 | 405 | 409 |
| | | | | | | | | |
| 概要 | 生活排水による河川等への汚濁負荷を減らすため、合併処理浄化槽の設置等に係る費用の一部を補助し生活排水対策を推進する。 | | | | | | | |
| 実績 | 平成25年度から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業を補助対象としており、平成26・27年度については補助実績なし。平成28年度は転換事業の補助金を廃止したため、補助実績なし。 ・平成28年度末 単独処理浄化槽設置基数 2,899基(前年度比7基減) | | | | | | | |

| 指標項目名 | 水洗化率(%) | | | | | 担当課 | 下水道施設課 | |
|-------|--|--------|------|------|------|------|--------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 97.2 | 97.6 | 97.6 | 98.1 | 98.3 | 98.4 | 100 |
| | | | | | | | | |
| 概要 | 公共下水道未接続の全世帯を対象に、水洗化を促進するため、改造要望書を送付するとともに、職員や普及促進員による個別訪問を実施する。 | | | | | | | |
| 実績 | 職員及び普及促進員による訪問指導・依頼(述べ 1,200件)、未水洗化家屋に対する改造要望書の送付(述べ 79件)を行った結果、水洗化率は98.44%となった。 | | | | | | | |

まとめ

公園数、市民一人当たりの公園面積も順調に目標値に達しているが、個人の財産や努力に依拠する保存樹林、保存生垣等は年々減少傾向にあり、現状を維持し向上させていくための工夫が求められる。また、水質を保つための基本的な施策は、いずれも順調に目標値に近づいている。

今後は、緑の保全、良好な水環境の形成へ向けた取り組みを継続し、水と緑のネットワークの形成へ向けて、相互のブラッシュアップを図る時期に到来している。

基本目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

限りある資源を大事にし、リサイクルの輪が結ばれる社会をつくろう
環境汚染のない、安全・安心、健康に暮らせるまちをつくろう

基本方針(3) 循環型社会の実現

施策の方向性

狭山市では、これまでの大量消費・大量廃棄の社会から脱却し、限りある資源を大切に、自然と調和した循環型社会の実現を目指して、平成8年に「リサイクル都市・狭山」を宣言し、ごみの減量化や資源の再利用に取り組んできました。

今後も「この地球 資源は有限 未来は無限」の基本理念のもと、ごみの減量とリサイクルに一層取り組むとともに、市を取り巻く社会情勢や、市民のライフスタイルの変化に合わせて、ごみの収集やリサイクルの方法等、常によりよい仕組みを検討し、循環型社会の実現を目指します。

施策(3)-1 ごみの減量とリサイクルの推進

| 指標項目名 | 家庭系ごみ排出量(t) | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 | |
|-------|---|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 目指す方向 | 減少 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 36,301 | 36,136 | 35,480 | 34,714 | 34,196 | 33,410 | 29,337 |
| 概要 | ごみ減量とリサイクルに関する市民意識の啓発拠点として奥富環境センター内にリサイクルプラザを設置。不用品等の展示、頒布(販売)の他、各種リサイクル体験教室やイベントを開催し家庭系ごみの減量化に向けた啓発を進める。 | | | | | | | |
| 実績 | ・視察見学 5件(306人) ・体験学習 51回(368人) ・イベント 20回(6,479人) ・出前講座 1件(100人) | | | | | | | |

| 指標項目名 | 集団回収量(t) | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 | |
|-------|--|--------|-------|-------|-------|-------|---------|--------|
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 3,657 | 3,632 | 3,541 | 3,429 | 3,267 | 3,135 | 3,523 |
| 概要 | 集団回収は、市民の日常生活から排出された廃棄物の中で再利用できる資源を回収することで、資源再利用の推進、ごみ減量及び生活環境の保全を図る。なお、回収を促進するため回収量に応じ補助金を交付している。 | | | | | | | |
| 実績 | ・登録団体数 170団体 ・協力業者 52業者 ・実施回数 1,627回 ・回収量 3,135t(補助金申請辞退団体分 29,060kgを含む。) ・補助金交付額 15,537千円 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 4R普及啓発活動事業参加者数(人) | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 | |
|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 37,315 | 39,011 | 38,797 | 41,462 | 37,310 | 35,709 | 40,000 |
| 概要 | リサイクルマーケットさやまの実施、各環境センターに於ける視察見学、リサイクルプラザの利用により4Rの普及啓発を進める。 | | | | | | | |
| 実績 | ・リサイクルプラザ来場者数 28,978人 ・稲荷山環境センター視察見学者数 1,131人 ・リサイクルマーケットさやま来場者数 5,600人(春秋2回のうち、秋は雨天のため来場者数減) | | | | | | | |

施策(3)-2 事業者による循環型社会形成に向けた取り組みの推進

| 指標項目名 | 事業系ごみ排出量(t) | | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 目指す方向 | 減少 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 10,159 | 9,879 | 9,696 | 9,990 | 9,825 | 9,318 | 8,659 |
| 概要 | 事業系ごみの排出量を抑制するために、搬入検査を行い適正排出の指導を行うとともに、各事業所にリーフレットを配布する。 | | | | | | | |
| 実績 | ・廃棄物搬入検査 2回(稲荷山環境センター) ※検査時現場指導 13社、改善報告業者 2社 ・リーフレット(事業系ごみの減量化)を市内事業所 977社に郵送にて配布 | | | | | | | |

施策(3)-3 ごみの散乱防止対策

| 指標項目名 | 入間川・不老川クリーン作戦参加者数(人) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-------|-----|-----|-------|-------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 2,437 | 1,320 | 550 | 510 | 1,764 | 1,795 | 3,000 |
| 概要 | 周辺自治会等に協力を呼び掛けクリーン作戦を実施し、環境に関する意識の向上等の啓発と環境美化を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | 入間川クリーン作戦は3月4日に実施し、参加者は1,175人、ごみ回収量3.24トンだった。 不老川クリーン作戦は5月21日に実施し、参加者は620人、ごみ回収量4トンだった。 (H25・H26の入間川クリーン作戦は、雨天により中止) | | | | | | | |

| 指標項目名 | アダプトプログラム実施団体数(団体) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 41 | 45 | 48 | 57 | 64 | 65 | 50 |
| 概要 | きれいなまちづくり推進のため、市民と行政が協働で進めるアダプトプログラムへの参加団体の拡充を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | アダプトプログラムの参加団体が1団体増加し65団体となり、市民主体のまちの美化活動が促進された。 ・狭山市環境美化推進制度(11団体) ・学校アダプトプログラム(23校) ・埼玉県彩の国ロードサポート(14団体) ・川の国応援団(17団体) | | | | | | | |

| 指標項目名 | 不法投棄パトロール実施回数(回) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 20 | 20 | 20 | 15 | 30 | 30 | 30 |
| 概要 | 不法投棄を未然に防止するため、パトロールを実施する。 | | | | | | | |
| 実績 | 市職員によるパトロールを実施し、ごみを捨てにくい環境づくりに努めたことにより不法投棄物の量が減少した。 ・平成28年度 不法投棄物撤去重量 17.7t(前年度比 5.8t減) | | | | | | | |

まとめ

集団回収やリサイクル啓発事業への参加者は減少傾向にあるが、ごみの排出量は、家庭系、事業系共に減少傾向が続いている。ごみの散乱防止やきれいなまちづくりを進めるための各施策も、概ね順調に推移している。

今後は、成熟した循環型社会のさらなる実現を目指して、多様なライフスタイルの市民が参加できるような仕組みづくりが必要である。

基本方針(4) 環境汚染のない住みよいまちづくり

施策の方向性

これまで狭山市では、大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害対策について、工場や事業場への各種法令の規制強化や支援策等により、着実に環境汚染物質の削減に取り組んできました。

今後も、工場や事業場における規制基準の遵守とともに、都市・生活型公害や有害化学物質等へ適切な対応を実施し、市民が安全に健康に暮らせるよう、環境汚染のない住みよいまちづくりを進めます。

施策(4)-1 公害防止対策の推進(環境汚染物質の削減)

| 指標項目名 | 特定事業場・工場排水の規制基準の達成率(%) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|---|--------|------|------|------|------|------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 86.7 | 93.3 | 93.2 | 97.8 | 87.8 | 83.7 | 100 |
| 概要 | 水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例による規制対象の事業場に立入りし、排水基準に不適合だった事業場に対して、指導・監督を行う。 | | | | | | | |
| 実績 | 立入り件数49件のうち不適合件数は8件だった。不適合だった事業場に対して、排水基準に適合するよう指導を行った。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 大気汚染に係る環境基準達成率(沿道環境)(%) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 達成・維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 概要 | 市内の一般大気調査と主要幹線道路沿いの自動車排気ガス調査を実施し、継続的な大気環境の状況を把握する。 | | | | | | | |
| 実績 | 一般大気環境調査と自動車排気ガス沿道大気調査をそれぞれ1カ所で実施し、いずれの調査においても、代表的な指標である二酸化窒素(NO2)、浮遊粒子状物質(SPM)ともに基準を達成した。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 光化学スモッグ注意報の発令回数(回) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 減少 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 14 | 3 | 9 | 11 | 9 | 1 | 11 |
| 概要 | 光化学スモッグの原因となるガス抑制のため、アイドリングストップについて、啓発及びパトロールを行う。また、埼玉県から光化学スモッグ注意報が発令された場合、市民に対して発令・解除の周知を行う。 | | | | | | | |
| 実績 | アイドリングストップについて広報さやま7月号へ掲載し、市民に周知した。光化学スモッグについても、広報さやま5月号へ注意喚起を掲載、注意報の値を超過した際は、防災無線等により市民に周知した。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 道路交通騒音 定点箇所(5地点)の要請限度超過箇所数(箇所) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 減少 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 2 | — | — | — | — | — | 0 |
| 概要 | 市内の道路交通騒音の状況を把握し、要請限度の超過があれば要請を行う。なお、道路交通騒音の評価方法が変更になり、24年度から幹線道路に面した地域において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況の評価を行う面的評価となったため、定点箇所の測定は行っていない。 | | | | | | | |
| 実績 | 測定は県道川越入間線で実施し、評価対象住居等戸数は430戸であり、環境基準達成率は100%だった。(測定結果の詳細については、49ページ・環境調査結果 4騒音に掲載) | | | | | | | |

| 指標項目名 | 航空機騒音に係る環境基準達成率(%) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 達成・維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 67 | 75 | 50 | 50 | 75 | 50 | 100 |
| 概要 | 国、埼玉県の常時監視測定を補完するとともに、市内における航空機騒音の実態を把握する。環境基準未達成地点については、基地対策協議会に働きかけを行う。 | | | | | | | |
| 実績 | 市内4地点(狭山市役所、コミュニティセンター、富士見小学校、水野保育所)において春、秋の2回ずつ測定し、富士見小学校、水野保育所の2地点で環境基準を達成した。未達成の2地点については、基地対策協議会への報告を通じて、改善の働きかけを行った。 | | | | | | | |

施策(4)-2 有害化学物質等への対応

| 指標項目名 | ダイオキシン類にかかる環境基準達成率(%) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--------------------------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 達成・維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 概要 | 市内の大気中のダイオキシン類濃度を調査し、実態を把握する。 | | | | | | | |
| 実績 | 狭山市役所の屋上で大気調査を年1回実施した結果、環境基準を達成していた。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 不適正焼却防止パトロール実施回数(回) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 21 | 22 | 23 | 24 | 24 | 24 | 25 |
| 概要 | 焼却施設や野焼き等の不適正焼却を防止するため、パトロールを実施する。 | | | | | | | |
| 実績 | 定期的な不適正焼却防止パトロールを24回実施し、不適正焼却をしていた6件について行為者に指導した。 | | | | | | | |

まとめ

大気汚染やダイオキシン類に係る環境基準達成率は、目標を達成し維持しているが、特定事業場・工場排水の規制基準の達成率は減少しており、適合していくよう指導していかねばならない。航空機騒音に係る環境基準についても目標値に向けた働きかけが望まれる。

いずれも、市民が健康的な暮らしを続けていくために不可欠な指標であり、今後も調査及び監督・指導を継続する必要がある。

基本目標3 地球市民としての貢献

省エネと創エネ、車の使い方を考えた生活を通して低炭素なまちをつくらう

基本方針(5) 低炭素社会形成へ向けた地域からの取り組み

施策の方向性

市では、地球温暖化がますます深刻化する中、平成19年度に『地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン』を策定し、「16万人のアクションで温暖化を止めよう！」をスローガンに温暖化対策に取り組んできました。現在、京都議定書の第一約束期間以降の国際的な議論では、従来の地球温暖化防止の観点に加えて、ライフスタイルやまちのあり方そのものを見直そうとする「低炭素社会形成」の考え方が重視されてきています。そこで、再生可能エネルギーの普及を中心に、省エネルギー型のまちづくり、車の利用をひかえる生活のための環境整備、地球にやさしい製品の普及に取り組めます。

施策(5)-1 再生可能エネルギーの普及

| 指標項目名 | 公共施設における太陽光発電容量(累計)(kW) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 129 | 130 | 138 | 238 | 358 | 461 | 160 |
| 概要 | 公共施設に太陽光発電システムを率先して導入することにより、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、環境に関する意識啓発を行う。 | | | | | | | |
| 実績 | 指定避難所等となる公共施設(小学校2校、中学校4校、寿荘)に太陽光発電と蓄電池を組み合わせたシステムを導入、市営鶴ノ木団地B棟、稲荷山配水場、新狭山公民館を含めた10施設で合計103kWの太陽光発電システムを新たに導入した。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 再生可能エネルギー導入補助件数(件) ※H15からの累計 | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-------|-------|-------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 288 | 638 | 838 | 1,032 | 1,207 | 1,363 | 1,000 |
| 概要 | 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の実現と、地球温暖化防止に寄与することを目的として、平成27年度から太陽光発電システムに加え、新たに、自ら居住する住宅に省エネルギーシステムを設置する者を対象に、設置費の一部を補助する。 | | | | | | | |
| 実績 | 省エネルギーシステム全体で156件、642万円の補助をした。 ・太陽光発電システム:134件 536万円 ・太陽熱利用システム(自然循環型):1件 1万円 ・定置用リチウムイオン蓄電池:15件 75万円 ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム):6件 30万円 ※再生可能エネルギーでないものも含まれるが、地球温暖化防止目的の導入補助として、件数に加えている | | | | | | | |

| 指標項目名 | 市民共同発電所建設件数(件) ※H22からの累計 | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 |
| 概要 | 市と連携して環境まちづくりを推進しているNPO法人さやま環境市民ネットワークが市民と共同で、地域の拠点施設に太陽光発電設備を設置し、マイタウンソーラー発電所として、市民に見える形で地域発の温暖化防止活動を推進する。 | | | | | | | |
| 実績 | 3号機として、新たに吹上自治会集会所の屋根に太陽光発電設備を設置する計画が整い、次年度の設置に向け自治会臨時総会にて正式決定された。 | | | | | | | |

施策(5)-2 省エネルギー型まちづくりの推進

| 指標項目名 | 得する省エネ診断の実施件数(累計)(件) | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 20 |
| 概要 | エネルギーの使用状況や設備の稼働状況を調査・分析し、エネルギー使用の合理化や、それに伴う経費節減が図られるような設備・機器の導入、改修又は運用改善などについて、提案をしていただき更なる省エネを推進する。 | | | | | | | |
| 実績 | 電力、燃料、熱などエネルギー全般の省エネを推進するため、市内の公共施設に対し省エネ診断の実施に関する情報提供を行い、市民会館において診断を実施した。 | | | | | | | |

施策(5)-3 車の利用をひかえる生活のための環境整備

| 指標項目名 | 公用車の次世代自動車導入台数(台) ※現保有台数 | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 | 20 |
| 概要 | 地球温暖化対策に関する率先行動の一つとして、公用車にハイブリッド自動車、電気自動車などの次世代自動車を導入し、温室効果ガスの排出量を抑制する。 | | | | | | | |
| 実績 | 次世代自動車について、平成28年度は1台廃車、新規導入はなかったが、狭山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、公用車は低公害車の導入を推進しており、導入車両は全て低燃費かつ低排出ガス認定車とした。 | | | | | | | |

施策(5)-4 地球にやさしい製品の普及

| 指標項目名 | 市役所で使用する物品のグリーン購入率(%) | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|---|--------|------|------|------|------|------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 52.9 | 64.5 | 75.4 | 71.9 | 86.0 | 89.2 | 70 |
| 概要 | 狭山市環境マネジメントシステムに基づき、率先してグリーン購入(環境へ配慮した物品等の購入)を推進することにより、環境負荷の低減を図るとともに、循環型社会の構築を目指す。 | | | | | | | |
| 実績 | 1年に2回(半期毎に)グリーン購入状況について把握をし、さらなるグリーン購入の推進を周知した。 ・平成28年度のグリーン購入率 89.2%(上半期 85.4% 下半期 91.8%) | | | | | | | |

まとめ

太陽光発電システムは、平成28年度で市内すべての小中学校に設置され、市営団地や配水場への設置も含め、公共施設における太陽光発電容量は目標を大幅に達成した。再生可能エネルギー導入補助件数も順調に推移し、市民共同発電所については、3号機の建設に向けて大きく前進したが、得する省エネ診断の実施件数は伸びが鈍いので、増加に向けた働きかけが必要である。市役所で使用する物品のグリーン購入率は増加しており、今後も低炭素社会形成へ向けてさらなる取り組みを継続する。

基本目標4 環境保全への主体的参加

環境について学び、ふだんの生活の中から環境保全に取り組む市民になろう
 狭山の環境について知り、伝えられる、環境情報の交流の場をつくろう

基本方針(6) 環境学習の推進と環境保全活動の実践

施策の方向性

「環境まちづくり」の推進には、市民や事業者が自主的に環境保全活動に取り組むことが理想ですが、そのためには、一人ひとりが高い環境意識を持ち、環境や環境保全の取り組みについて正しく理解していることが重要です。

今後も、市内で活動している市民団体の実績と豊富な人材、企業の技術力等を活用しながら、自主的な環境保全活動につなげるとともに、みんなで環境について学びあい、環境意識の高い市民を育てていきます。

施策(6)-1 環境学習の推進

| 指標項目名 | 環境関連講座 実施回数(回) | | | | | 担当課 | 社会教育課・各公民館 | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|------------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 29 | 17 | 16 | 22 | 22 | 33 | 40 |
| 概要 | 公民館を中心に環境関連講座を開き、学習の機会を確保するとともに、市民の自主的な環境学習を推進し、環境に対する意識の向上を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | 各公民館を中心に地域の環境保全に関する講座を実施した。また、環境学習講座をNPO法人さやま環境市民ネットワーク(さや環)に委託し、「環境にやさしいライフスタイル講座」を実施(7講座、延べ181名参加)した他、さや環による環境出前講座及び、児童を対象に河川を利用したカヌーや地引網体験、公園を利用した植物・野鳥観察など、環境学習の支援活動を行った。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 自然体験学習講座 実施回数(回) | | | | | 担当課 | 各公民館 | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 61 | 72 | 57 | 67 | 20 | 24 | 72 |
| 概要 | 河川、田園、森林等における自然体験活動をとおして、自然環境について楽しみながら学んだり、身近な環境の問題について考えたりなど、環境保全の理解と関心が深められるよう環境学習を推進する。 | | | | | | | |
| 実績 | 各公民館においてウォーキングやトレッキング、昆虫観察会、農業体験、夏休み野外教室、ガーデニング教室等を実施し、自然体験を通じて環境学習を推進した。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 環境学習を実施している小中学校数 | | | | | 担当課 | 教育指導課 | |
|-------|---|--------|------|------|------|------|-------|--------|
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 全校実施 | 全校実施 | 全校実施 | 全校実施 | 全校実施 | 全校実施 | 全校実施 |
| 概要 | 各校の特色と創意工夫を活かしながら、環境教育に関する計画の改善と充実を図り、野外活動や自然体験等の体験学習を重視し、体系的な環境教育を推進する。 | | | | | | | |
| 実績 | 小中学校の主な取組内容 <小学校(15校中)> ①紙や缶のリサイクル 15校、②ペットボトルキャップの回収 13校、③残飯等の堆肥化 1校、 ④校内環境の整備 15校、⑤学校内の動植物観察 15校、⑥学校外の動植物の観察 15校、 ⑦河川の水質調査 2校、⑧地域清掃 15校、⑨節水・節電 15校 <中学校(8校中)> ①紙や缶のリサイクル 8校、②ペットボトルキャップの回収 5校、③残飯等の堆肥化 0校、 ④校内環境の整備 8校、⑤学校内の動植物観察 8校、⑥学校外の動植物の観察 8校、 ⑦地域清掃 8校、⑧節水・節電 8校 | | | | | | | |

施策(6)-2 環境保全活動への参加機会の提供

| 指標項目名 | 環境保全活動イベントの開催件数(件) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 30 | 32 | 33 | 34 | 33 | 33 | 50 |
| 概要 | 持続可能な社会を実現するために、環境意識の高揚や環境行動の実践につながる機会として各種の環境保全活動を実施し、環境保全の普及啓発を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | 入間川・不老川クリーン作戦など環境美化活動、リサイクルマーケット、環境ウォークやポイ捨て防止キャンペーンなどの事業実施により、市民への環境意識の高揚、環境保全の普及啓発へとつなげた。 | | | | | | | |

施策(6)-3 自主的活動への支援

| 指標項目名 | 環境保全創造基金活用額(累計)(百万円) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 72.9 | 133.7 | 159.7 | 185.4 | 192.7 | 199.1 | 218.7 |
| 概要 | 環境保全創造基金は、環境基本計画に基づく事業の実効性を担保するために平成15年度に始めた基金であり、第2次環境基本計画においても引き続き、環境の保全や環境の創造に必要な事業の資金とするものである。 | | | | | | | |
| 実績 | 平成28年度は、住宅用省エネルギーシステム設置補助事業として 6,420,000円活用し、寄附額 620,000円などを含む 53,345,966円を基金へ積み立てた。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | こどもエコクラブ登録件数(件) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 維持・増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 4 |
| 概要 | こどもたちの環境を大切にすることを養うとともに、将来の地域に根付いた環境活動をリードする人材育成を目指して、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・環境学習を行うことを支援する。 | | | | | | | |
| 実績 | こどもエコクラブ地方事務局に登録し、全国事務局から各地の活動状況やイベント情報などを収集するとともに、エコクラブ加入促進のための周知活動を行った結果、市内幼稚園や学童保育室等が登録した。 | | | | | | | |

施策(6)-4 多様な主体の協働体制の強化

| 指標項目名 | 環境保全活動に係る市民との協働事業件数(件) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 14 | 13 | 12 | 18 | 19 | 16 | 30 |
| 概要 | 市民、市民団体、事業者、市がその特性を活かしながら相互に連携し、それぞれの役割に基づいた環境保全活動に取り組み、啓発活動を推進することによって、環境に対する意識の醸成を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | 環境美化活動や各種環境イベント、環境講座など普及啓発活動を各主体と協働で行い、パートナーシップの充実を図った。また、環境基本計画でパートナーシップ組織として位置づけている「NPO法人さやま環境市民ネットワーク」に一部事業を委託するとともに、協働で環境保全活動に取り組んだ。 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 指標項目名 | 「NPO法人さやま環境市民ネットワーク」会員数(人) | | | | | 担当課 | 環境課 | |
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 185 | 184 | 184 | 159 | 157 | 160 | 200 |
| 概要 | 平成15年12月に狭山市環境基本計画の具現化をめざす市民組織として設立され、平成19年8月に特定非営利活動法人となった。緑・川・ごみ減量・温暖化対策の4つの分科会が中心となり、市と連携しながら積極的に環境保全に関わる活動を展開している。 | | | | | | | |
| 実績 | 環境団体交流会や環境サロン等のイベントの場を活用し、活動内容をPRするとともに、会員募集を行った。新規加入があったものの、高齢化に伴う退会も多く、会員数は横ばい傾向であった。 | | | | | | | |

まとめ

一人一人が高い環境意識を持ち、自主的に環境保全活動に取り組めるような人材を育成していくため、学校においては全ての小中学校で環境教育に取り組み、子どもたちの環境活動を支援することもエコクラブへの登録件数も目標値を達成した。これを日常的な活動に定着させていくよう、各所で定期的に環境関連講座、自然体験学習講座等を開催しているが、参加者数の伸び悩み、固定化等で実施回数を高止まりさせるに至っていない。

今後は環境分野のオピニオンリーダーとなる人材の育成も視野にいれ、環境教育の情報や機会の提供を促進する必要がある。

基本方針(7) 環境情報の整備

施策の方向性

環境に配慮した取り組みは、正確かつ的確な環境情報のもとに実践されることが重要です。また、多様な主体の協働による取り組みを推進するためには、情報共有が不可欠です。

市ではこれまでも大気、水質等の環境データの測定・公表等を行ってきましたが、より多くの人に十分に行き渡るよう環境情報を整備、公開していくとともに、市民、事業者、市の環境情報の共有と情報交流の場を確保していきます。

施策(7)-1 正しい環境情報の収集と提供

| 指標項目名 | 環境経済部(環境関連)ホームページ参照数(件) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 13,038 | 32,959 | 87,629 | 90,702 | 58,315 | 93,876 | 15,000 |
| 概要 | ホームページについては、即時性の高い情報発信を容易に実現できると同時に広く市民へ情報の提供が行える伝達媒体であり、環境に関する情報発信の重要な手段として活用する。 | | | | | | | |
| 実績 | 広く市民へ最新の情報を発信するツールとして、公式ホームページの環境関連情報へのアクセス数は、昨年より大幅に増えており、環境への関心の高さを表している。この他、公式モバイルサイト・フェイスブック・ツイッターも発信ツールとして活用している。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 広報への環境関連記事掲載回数(回) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 12 | 19 | 14 | 29 | 36 | 37 | 12 |
| 概要 | 情報環境に差がなく、市民生活に関わりの深い情報を確実に市民に提供できる中核的な伝達媒体として広報紙を活用し、環境に関する特集を掲載するなど、環境に対する市民の意識高揚を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | クリーン作戦を始めとした環境美化・保全活動や環境関連講座の紹介、アイドリングストップ、市内放射線量の測定結果、住宅用省エネルギーシステム設置費補助制度など、各方面から市民生活に密着した環境関連情報を毎月掲載した。 | | | | | | | |

施策(7)-2 多様な主体の情報交流の場の確保

| 指標項目名 | リサイクルプラザ来館者数(人) | | | | | | 担当課 | 奥富環境センター |
|-------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 27,402 | 29,789 | 28,606 | 29,576 | 29,863 | 28,978 | 30,000 |
| 概要 | ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の醸成を図るため、各種講座・イベント等の開催を行う。また、家庭で不用となった衣類・雑貨や家具などを展示・頒布し資源の有効利用を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・不用品の頒布 52,563点 ・再生家具の頒布 499点 ・視察・見学 5件 ・体験学習 51回 ・イベント 20回 ・出前講座 1件 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標項目名 | エコライフDAY参加者数(人) | | | | | 担当課 | 環境課 | |
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 28,431 | 25,560 | 22,416 | 22,728 | 24,077 | 21,477 | 30,000 |
| 概要 | 家庭からの二酸化炭素排出の削減のため、環境に配慮した省エネ・省資源のライフスタイルの普及・啓発を目的として、簡単なチェックシートを使い、一日について省エネ・省資源など環境に配慮した生活と、日頃の生活を比べ、その成果を二酸化炭素の削減量の形で把握する。 | | | | | | | |
| 実績 | NPO法人さやま環境市民ネットワークとの協働により、夏と冬の2回実施し、学校などから多くの参加をいただいたが、市職員及びISO連絡会の解散に伴う事業者への参加要請を取りやめたことから参加者が大きく減少した。また、環境川柳・標語の募集を行い、環境に対する意識向上を図った。 ・二酸化炭素削減量 36,084kg-CO2 (前年 38,969kg-CO2) | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|---|--------|-------|-------|--------|-------|----------|--------|
| 指標項目名 | リサイクルマーケット・さやま来場者数(人) | | | | | 担当課 | 奥富環境センター | |
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 9,000 | 8,000 | 9,200 | 10,800 | 6,400 | 5,600 | 10,000 |
| 概要 | 家庭で不用となった衣類や雑貨類などを低価格で譲り合い、再利用することで、物を大切にすることを育み、ごみの減量を図っていくことを目的に、リサイクルマーケット・さやま実行委員会の企画、運営によりリサイクルマーケット・さやまを開催。 | | | | | | | |
| 実績 | 上奥富運動公園を会場とし、出店区画200店舗で春と秋に開催 ・第49回(5月21日) 来場者数 約5,300人 ・第50回(11月19日) 来場者数 約300人(雨天のため来場者数減) 合計来場者数 約5,600人 | | | | | | | |

施策(7)-3 環境監視の充実

| | | | | | | | | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|---------|--------|
| 指標項目名 | 廃棄物減量等推進員委嘱数(人) | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 | |
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 262 | 262 | 259 | 258 | 258 | 260 | 262 |
| 概要 | ごみの分別の啓発、集積所調査、ごみの減量化及び資源化の啓発を進めるため、各自治会ごとに推薦いただき、地域のリーダーとして委嘱している。 | | | | | | | |
| 実績 | ・研修会 年2回開催(延べ 232人参加) ・活動報告書の提出 年2回(延べ 438件) ・謝礼金 決算額 2,445千円 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 指標項目名 | 不法投棄監視員委嘱数(人) | | | | | 担当課 | 環境課 | |
| 目指す方向 | 維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 | 0 | 20 |
| 概要 | 不法投棄を未然に防止するため、不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄の多い地域の監視活動を行う。 | | | | | | | |
| 実績 | 不法投棄監視区域に19人の監視員を配置していたが、監視区域である河川敷などが整備されたことにより、不法投棄撤去量が減少してきたことから、平成28年3月をもって不法投棄監視員制度を廃止したため、実績なしとなった。 なお、廃棄物の回収については、委託業者による不法投棄防止パトロールを継続することで対応していく。 ・平成28年度不法投棄物撤去重量 17.7t(前年度比5.8t減) | | | | | | | |

まとめ

様々な団体が協働して環境保全活動に取り組んでいくためには、正確な環境情報の共有が不可欠であることから、市公式ホームページや広報さやま等で旬な情報の発信に努めた結果、ホームページ参照件数等からは有効に活用されていることが推量できる。直接的な情報発信の場として、リサイクルプラザやリサイクルマーケット、参加することで情報が身近に得られるエコライフDAYなども実施して情報交流の場の確保と環境情報の共有を進めた。環境監視の充実により不法投棄物撤去量も減少してきたので、今後も市民とともに環境を監視していく体制を整え、ごみを捨てにくい環境づくりを推進する。

重点プロジェクト

重点プロジェクト1 季節を感じる緑のまちづくりプロジェクト

狭山の緑を代表する「武蔵野の雑木林」は、もともと落葉広葉樹を中心とした農用林であり、農業を通じて人の管理が行われることで、明るい林床と多様な生態系を持つ森林として維持され、四季を感じるふるさとの緑として、人々に親しまれてきました。雑木林は緑豊かな景観、そしてたおやかな里並みを形成し、私たちに精神的な安らぎを与えてくれるだけでなく、野生生物の生育・生息の場所としても重要な役割を持っています。

しかし、雑木林はその多くが民有地であるため、土地所有者の相続等に伴う売却、宅地化の進行等により、減少の傾向にあります。また、管理の担い手不足により雑木林が放置されることは、雑木林の活力の低下、ごみの不法投棄、景観や防犯上の問題等にもつながります。

また、雑木林を守る一方で、市街地の小さな緑や貴重な景観木の保全、良好な街並みづくりをすすめることで、身近な生活環境の質を高めることも重要です。

これらの課題を解決するため、今後も引き続き、雑木林とのふれあい等を通じて、市民の意識を高めるとともに、市民参加による雑木林の保全に取り組みます。

| 指標項目名 | みどりの基金活用額（累計）（百万円） | | | | | 担当課 | みどり公園課 | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 792.6 | 810.6 | 810.6 | 819.1 | 819.1 | 825.1 | 1,306 |
| 概要 | 市内に残された貴重な緑地を保存するため、市民や企業等に募金への協力を募るとともに募金の効果的な活用を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | 平成28年度は、公有地の取得に対し 6,000,000円活用し、寄附額 2,380,640円（個人 520,890円、団体等（緑の募金還元金含む） 1,859,750円）などを含む 8,527,191円を基金へ積み立てた。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 市民参加で管理している雑木林の箇所数（件） | | | | | 担当課 | みどり公園課 | |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|--------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 |
| 概要 | 市街地に残った緑を残していくため、雑木林の所有者の方から土地を借用して緑地の保全を図っている。また、雑木林の清掃等の作業を地元自治会や市民団体が行っており、緑地保全活動の協働の場となっている。 | | | | | | | |
| 実績 | 富士見ふれあい緑地（入間川字イ・6,171㎡）、中央ふれあい緑地（中央2丁目・1,088㎡）、東三ツ木ふれあい緑地（東三ツ木字南台・1,617㎡）、下平野ふれあい緑地（入間川字下平野・7,502㎡）、南入間野ふれあい緑地（北入曾字南入間野・1,381㎡）、上窪ふれあい緑地（入間川字上窪・2,599㎡）、中平野ふれあい緑地（入間川字中平野・6,981㎡）の計7箇所・27,339㎡で、平成28年度の新たなふれあい緑地はなかった。 | | | | | | | |

重点プロジェクト2 よみがえれ、ふるさとの川プロジェクト

狭山市は入間川、不老川をはじめ、小河川や水路が走り、湧水もある豊かな水に恵まれたまちでした。しかし、都市化に伴う河川への生活雑排水の流入等により、一時は不老川が日本一汚い川といわれるなど、水は汚れ、生き物は減り、川で遊ぶ人も少なくなっていました。

その後、下水道整備や浄化槽設置等により、河川の水質は大幅に改善していますが、護岸がコンクリートで固められるなど、川の持つ自然を基本とした親水空間の整備には課題が残されています。

また、水辺は人々に安らぎを与えるだけでなく、多様な生物の生息地としても重要です。そこで、入間川において、アユが遡上出来るように魚道整備等に取り組むとともに、天然遡上のアユを食する場所(お店)等を観光ルート上に設定するなど、水辺環境の魅力の向上を図るとともに、環境資源を活用した地域活性化を図ります。

身近な場所に、生命の源泉であり、心ませる水辺があることは、快適で豊かな生活環境として重要です。「ふるさとの川」をよみがえらせるため、川の自然・生き物の再生、水遊びや憩いの場として親しめる水辺の回復を図り、きれいで豊かな水を取り戻します。

| 指標項目名 | 水質汚濁に係る環境基準達成状況(%) | | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 達成・維持 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 未達成 | 未達成 | 未達成 | 未達成 | 未達成 | 未達成 | 達成 |
| 概要 | 市内の主要河川である入間川及び不老川の水質調査を定期的を実施し、河川の水質汚濁状況を把握するとともに、水質汚濁物質の流入抑制や自然の浄化機能を活用して水質向上を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | 入間川：環境基準値・大腸菌群数、生物化学的酸素要求量(BOD)以外達成。 不老川：環境基準値・下記項目で達成。 ※環境基準値項目：水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数(不老川除外) | | | | | | | |

| 指標項目名 | 魚道整備の実施 | | | | | | 担当課 | みどり公園課 |
|-------|--|--------|------|------|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 実施 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 調査検討 | 調査検討 | 測量設計 | 実施 | — | — | 実施 |
| 概要 | 埼玉県で、入間川にある堰に魚道を作り、魚類が遡上できる川の再生を進める。 | | | | | | | |
| 実績 | 平成26年度に埼玉県で、上奥富堰、田島屋堰に魚道の整備を実施し、事業を完了した。 | | | | | | | |

重点プロジェクト3 もやすごみ減量大作戦！プロジェクト

狭山市では、これまでの大量消費・大量廃棄の社会から脱却し、限りある資源を大切に、自然と調和した循環型社会の実現を目指して、平成8年に「リサイクル都市・狭山」を宣言し、ごみの減量化や資源の再利用に取り組んできました。

今後も「この地球 資源は有限 未来は無限」の基本理念のもと、ごみの減量とリサイクルに一層取り組むとともに、市を取り巻く社会情勢や、市民のライフスタイルの変化に合わせて、ごみの収集やリサイクルの方法等、常によりよい仕組みを検討し、循環型社会の実現を目指します。

| 指標項目名 | 市民一人あたりのごみ排出量(g/人・日) | | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 |
|-------|--|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 目指す方向 | 減少 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 810.3 | 812.1 | 800.4 | 794.6 | 783.5 | 766.5 | 690.3 |
| 概要 | 家庭から排出される「もやすごみ」を減量化するため、各種啓発とともに、生ごみの減量化を進める。生ごみの減量化は、生ごみ処理機器設置費補助金の交付、生ごみリサイクル事業を主に推進する。 | | | | | | | |
| 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理機器設置補助金 容器 137台、機械 4台 ※補助金交付金額 281千円 家庭系生ごみリサイクル事業 参加世帯 約1,200世帯 収集回数 172t | | | | | | | |

| 指標項目名 | 再生利用率(%) | | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 |
|-------|--|--------|------|------|------|------|------|---------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 34.3 | 34.3 | 34.3 | 33.8 | 32.9 | 32.7 | 37.0 |
| 概要 | 再生可能なごみについて、再資源化を進め、再生利用率を高める。 | | | | | | | |
| 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 資源化量 金属類 693t、びん・缶 1,354t、古紙・古布 2,558t、ペットボトル 318t、剪定枝等 500t 廃プラスチック等 2,236t、生ごみ 172t、蛍光灯等 47t、家電製品等 201t、焼却灰等 3,769t | | | | | | | |

| 指標項目名 | 家庭系ごみ排出量(t) | | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 |
|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 目指す方向 | 減少 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 36,301 | 36,136 | 35,480 | 34,714 | 34,196 | 33,410 | 29,337 |
| 概要 | ごみ減量とリサイクルに関する市民意識の啓発拠点として奥富環境センター内にリサイクルプラザを設置。不用品等の展示、頒布(販売)の他、各種リサイクル体験教室やイベントを開催し家庭系ごみの減量化の啓発を進めている。 | | | | | | | |
| 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 視察見学 5件(306人) ・体験学習 51回(368人) ・イベント 20回(6,479人) 出前講座 1件(100人) | | | | | | | |

| 指標項目名 | 事業系ごみ排出量(t) | | | | | | 担当課 | 資源循環推進課 |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 目指す方向 | 減少 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 10,159 | 9,879 | 9,696 | 9,990 | 9,825 | 9,318 | 8,659 |
| 概要 | 事業系ごみの排出量を抑制するために、搬入検査を行い適正排出の指導を行うとともに、各事業所にリーフレットを配布する。 | | | | | | | |
| 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物搬入検査 2回(稲荷山環境センター) ※検査時現場指導 13社、改善報告業者 2社 リーフレット(事業系ごみの減量化)を市内事業所 977社に郵送にて配布 | | | | | | | |

重点プロジェクト4 市民力で温暖化抑制まちづくりプロジェクト

日常生活や事業活動を通じて、私たちは知らず知らずのうちに環境へ負荷を与えています。中でも地球温暖化問題は国際的な課題であり、狭山市においても、エコライフDAYやマイタウンソーラー発電所の建設等を通じて、市民・事業者の地球温暖化問題や省エネルギーに対する意識を高め、CO2排出量の削減に取り組んできました。

地球温暖化をめぐるのは、中長期的な視点から、2050年までに温室効果ガス排出量半減といった国際的な議論が進められています。しかし、平成23年3月の東日本大震災以降、電力需給の逼迫により、夏場・冬場の節電が求められており、私たち一人ひとりが、従来のエネルギー大量消費型の生活スタイルそのものを見直さなければならない状況にあります。

そこで、温室効果ガス排出量の削減に向けて、これまで着実に取り組んできた省エネ活動の普及啓発等を継続するとともに、チャレンジ節電さやまやCO2排出量の見える化等、発展的な取り組みを通じて、温暖化問題に無関心な市民には省エネへの気付きを、関心の高い市民には取り組みへの協力を求めていきます。また、これらの省エネ活動に加えて、市民の知恵と行動力を結集して、創エネに取り組み、市民力による温暖化抑制まちづくりを図ります。

| 指標項目名 | 二酸化炭素排出量(千t-CO2) | | | | | 担当課 | 環境課 |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 減少 | 基準 H21 | H23 | H24 | H25 | H26 | 目標 H33 |
| | | 819 | 902 | 953 | 966 | 934 | |
| 概要 | 狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民力による温暖化抑制まちづくりを推進し、市内の二酸化炭素排出量を削減する。 | | | | | | |
| 実績 | 実績値は基準年と比較し増加傾向にある。これは、景気の回復及び原発停止による電力排出係数の悪化などが影響しており、継続的な課題となっている。 ※二酸化炭素排出量については、当初の指標から埼玉県が公表する市町村温室効果ガス排出量推計を用いることとしたため、基準年の1,094千t-CO2及び目標年918千t-CO2を、指標のとおり県推計値に置き換えるとともに、当初H21年度で固定し公表することとしていた電力排出係数を、県の推計により係数変動となったため、変動値で公表することとする。 | | | | | | |

| 指標項目名 | エコライフDAY参加者数(人) | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 28,431 | 25,560 | 22,416 | 22,728 | 24,077 | 21,477 | 30,000 |
| 概要 | 家庭からの二酸化炭素排出の削減のため、環境に配慮した省エネ・省資源のライフスタイルの普及・啓発を目的として、簡単なチェックシートを使い、一日について省エネ・省資源など環境に配慮した生活と、日頃の生活を比べ、その成果を二酸化炭素の削減量の形で把握する。 | | | | | | | |
| 実績 | NPO法人さやま環境市民ネットワークとの協働により、夏と冬の2回実施し、学校などから多くの参加をいただいたが、市職員及びISO連絡会の解散に伴う事業者への参加要請を取りやめたことから参加者が大きく減少した。また、環境川柳・標語の募集を行い、環境に対する意識向上を図った。 ・二酸化炭素削減量 36,084kg-CO2 (前年 38,969kg-CO2) | | | | | | | |

| 指標項目名 | チャレンジ節電さやまへの参加世帯数(世帯) | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 0 | 214 | 47 | 91 | — | — | 1,000 |
| 概要 | 冷房等の使用によりエネルギー使用量が増える夏に、家庭のCO2排出削減を促進するため、家庭で夏の電気使用量の削減にチャレンジし、その結果を応募してもらうことによって、より一層家庭の省エネ促進を図る。 | | | | | | | |
| 実績 | 節電率を競う「チャレンジ節電さやま」については、震災以降市民意識が高まり、家庭での節電が定着していることから、平成27年度より実施を見送った。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 再生可能エネルギー導入補助件数(件) ※H15からの累計 | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|--|--------|-----|-----|-------|-------|-------|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 288 | 638 | 838 | 1,032 | 1,207 | 1,363 | 1,000 |
| 概要 | 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の実現と、地球温暖化防止に寄与することを目的として、平成27年度から太陽光発電システムに加え、新たに、自ら居住する住宅に省エネルギーシステムを設置する者を対象に、設置費の一部を補助する。 | | | | | | | |
| 実績 | 省エネルギーシステム全体で156件、642万円の補助をした。 ・太陽光発電システム:134件 536万円 ・太陽熱利用システム(自然循環型):1件 1万円 ・定置用リチウムイオン蓄電池:15件 75万円 ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム):6件 30万円 ※再生可能エネルギーでないものも含まれるが、地球温暖化防止目的の導入補助として、件数に加えている | | | | | | | |

| 指標項目名 | 市民共同発電所建設件数(件) ※H22からの累計 | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 |
| 概要 | 市と連携して環境まちづくりを推進しているNPO法人さやま環境市民ネットワークが市民と共同で、地域の拠点施設に太陽光発電設備を設置し、マイタウンソーラー発電所として、市民に見える形で地域発の温暖化防止活動を推進する。 | | | | | | | |
| 実績 | 3号機として、新たに吹上自治会集会所の屋根に太陽光発電設備を設置する計画が整い、次年度の設置に向け自治会臨時総会にて正式決定された。 | | | | | | | |

重点プロジェクト5 環境情報交流プロジェクト

環境保全に向けた取り組みも、環境について知らなければはじまりません。市民一人ひとりの自主的な環境保全行動の実践を促進するためには、環境情報を身近なものにしていくことが重要です。

また現在、市内では多様な主体が環境保全に取り組んでいますが、すべての主体が正しい環境情報を共有することが、協働による取り組みを円滑に進める上で重要です。

これまで「さやま環境市民ネットワーク」では、環境サロンの開催、会報誌「さやか」の発行等、環境情報と人的交流の促進を図ってきました。今後も多様な情報媒体を的確に活用した情報発信・情報交流を図るため、モノ・ヒト・コトの視点から環境まちづくり資源の抽出・マップ化に取り組みます。これらを活用したイベントや講座等を開催し、狭山市内に残された貴重な環境資源への市民の理解を深めます。

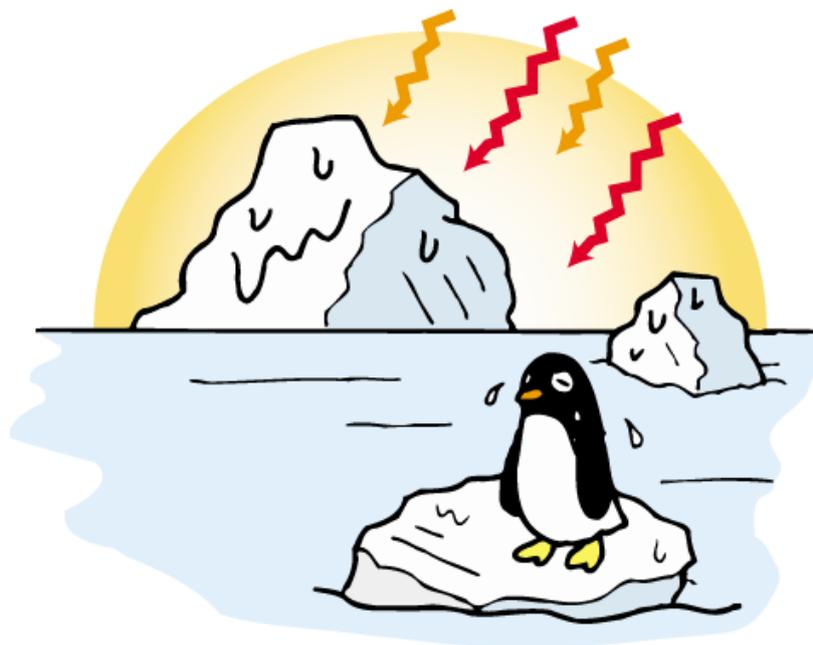
| 指標項目名 | 交流会等のイベント年間実施数(件) | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 概要 | 環境保全に取り組んでいる団体・グループがイベント、交流会などの情報交流の場で、環境情報を共有したり、各々の自主的活動(展示、学習会、イベント等)を展開するなどして交流を深める。 | | | | | | | |
| 実績 | 市内外の環境保全団体との環境団体交流会を開催、38団体・64名参加の参加があった。基調講演、気候変動に関する話題提供、環境団体のネットワーク化の意義と課題をテーマとした意見交換会、市内のさいたま環境大賞受賞団体の紹介等を行い、各団体間の交流を深めた。 | | | | | | | |

| 指標項目名 | 環境まちづくりマップを活用したイベント、講座等の年間実施数 | | | | | 担当課 | 環境課 | |
|-------|---|--------|-------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 目指す方向 | 増加 | 基準 H22 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 目標 H33 |
| | | 調査・検討 | 調査・検討 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| 概要 | 多様な情報媒体を的確に活用した情報発信・情報交流を図るため、モノ・ヒト・コトの視点から環境まちづくり資源の抽出・マップ化に取り組み、これらを活用したイベントや講座等を開催し、市内に残された貴重な環境資源への市民の理解を深める。 | | | | | | | |
| 実績 | マップの作成については、検討するにとどまったが、蓄積したデータを活用して「狭山市の環境まちづくり」を大きなテーマとした環境講座を行った。また、「環境ウォーク」や「狭山まちづくりリストの会」と連携したイベント時に、蓄積したデータを活用しガイドマップを作成した。 | | | | | | | |

重点プロジェクトのまとめ

緑や川のプロジェクトは、事業完了も含め順調に推移しているので、引き続き緑や川とふれあう機会を増やし、自然環境に対する認識の向上を図る。ごみ減量プロジェクトでは、ごみの排出総量が着実に減少しているが、再生利用率が伸び悩んでいるので、ごみの分別やリサイクルへの意識をさらに定着させ、資源化を進めていくことが重要である。温暖化抑制プロジェクトは、再生可能エネルギー導入補助件数が大きく目標達成し、市民共同発電所建設件数も3号機建設に向けて動き出したので、省エネ活動の普及啓発等を継続し、より発展的な取り組みを推進する必要がある。環境情報交流プロジェクトは、環境団体交流会が定例化したので、今後も環境情報の発信力を強化し、情報の交換・共有の機会の創出を図る。

環境マネジメントシステムの取り組み



狭山市環境マネジメントシステム

狭山市では、市の事務事業における環境負荷の低減と環境保全への積極的な貢献を行う仕組みとして「環境マネジメントシステム(EMS- Environmental Management System)」（以下「システム」という）を導入しています。

システムの適用範囲として、本庁舎及び庁外施設に勤務する全職員（臨時職員等含む）が行う各課・各施設等（以下「各課」という）の事務事業を対象としています。

システムは狭山市環境方針に基づき、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACT）で運用します。

● 環境マネジメントシステムの取り組み

システムでは、環境方針を実現していくための全庁的な目的・目標を設定し、各課はこれを達成するため、各課単位の目標を掲げた「取組計画書 兼 進捗状況管理票」を作成し、目標達成に向けた取り組みを実施します。

各課の所属長は、半期ごとに取り組みの進捗状況の点検を行い、各部長に報告します。年度末に1年間の総合評価を行った後、EMS事務局（環境課）で取りまとめ、実施状況を確認し、必要がある場合はシステム等の取り組みを見直し、改善につなげます。

平成28年度においては、以下のとおり全庁的な目的・目標を掲げ進行管理を行いました。

| | |
|----|--|
| 目的 | 狭山市地球温暖化対策実行計画に基づき、各課業務における環境負荷を低減するとともに、事務事業で排出される温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止を推進すること |
| 目標 | ①2021（平成33）年度までに温室効果ガス排出量を2010（平成22）年度比で16%削減する ②環境への影響を改善するため、各所属の業務内容や特性を踏まえた目標を1つ以上掲げ、達成に向けて取り組むこと |

取り組みの結果、本庁舎及び庁外施設全85か所において、総合評価結果が「80%以上達成している」所属は59か所（69.4%）、「50%～80%未満のおおむね達成している」所属は23か所（27.1%）となりました。システムが計画どおり適切に実施されているかを評価し、システムの継続的な改善を図るため行っている内部環境監査においても、重大な要改善事項がなかったことから、設定した目的・目標について、概ねの成果が得られました。

温室効果ガス排出量の把握

狭山市環境マネジメントシステムに基づき、「地球温暖化対策取組手順書」を定め、本庁舎及び庁外施設(小中学校等)の活動における温室効果ガスの排出量調査を実施しました。

市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量

| 温室効果ガス | 総排出量 | | 左のうち本庁舎の排出量 | |
|---------------------------|-----------------------------|-----------|-----------------------------|-----------|
| | 排出量 (t-CO ₂) | 割合 (%) | 排出量 (t-CO ₂) | 割合 (%) |
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 18,132.0 | 96.91 | 895.6 | 98.72 |
| メタン (CH ₄) | 45.8 | 0.24 | 4.4 | 0.49 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 529.5 | 2.83 | 4.8 | 0.53 |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | 3.8 | 0.02 | 2.4 | 0.26 |
| パーフルオロカーボン (PFC) | 0.0 | 0.00 | 0.0 | 0.00 |
| 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 0.0 | 0.00 | 0.0 | 0.00 |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | 0.0 | 0.00 | 0.0 | 0.00 |
| 総 計 | 18,711.1 | 100.00 | 907.2 | 100.00 |

二酸化炭素排出量の内訳

| 項 目 | 総排出量 | | 左のうち本庁舎の排出量 | | |
|---------------------------------|-----------------------------|-----------|-----------------------------|-----------|------|
| | 排出量 (t-CO ₂) | 割合 (%) | 排出量 (t-CO ₂) | 割合 (%) | |
| 燃料使用量 (移動式・定置式を 含む) | ガソリン | 138.6 | 0.8 | 111.6 | 12.5 |
| | 灯油 | 156.4 | 0.8 | 0.0 | 0.0 |
| | 軽油 | 51.2 | 0.3 | 21.8 | 2.4 |
| | A重油 | 74.7 | 0.4 | 0.0 | 0.0 |
| | B重油 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | C重油 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 液化石油ガス(LPG) | 31.6 | 0.2 | 0.0 | 0.0 |
| | 都市ガス | 1,889.1 | 10.4 | 179.8 | 20.1 |
| 市役所外部から供給された電気の使用量 (一般電気事業者) | 7,998.8 | 44.1 | 582.4 | 65.0 | |
| 廃プラスチック焼却量 (一般廃棄物焼却量のうち) | 7,791.5 | 43.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 総 計 | 18,131.9 | 100.0 | 895.6 | 100.0 | |

市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の経年変化

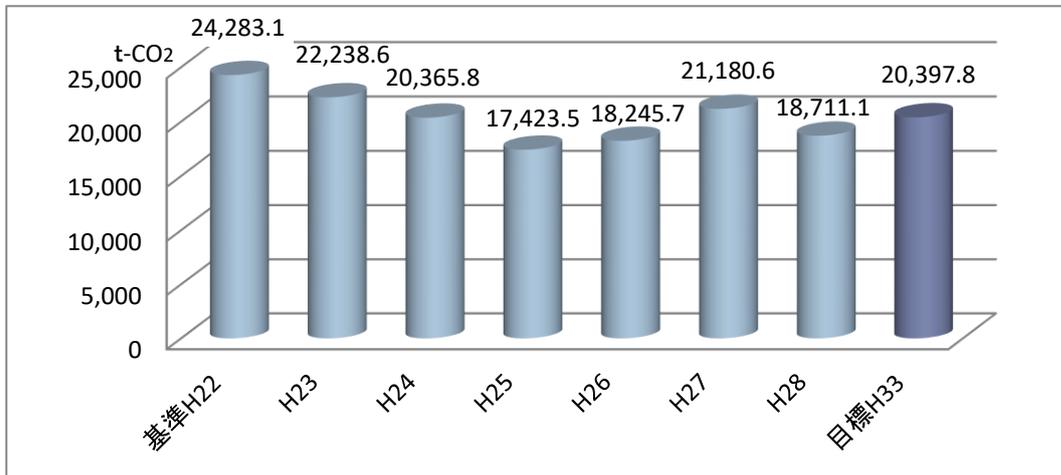
本市での事務・事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出量を把握するため、2000（平成12）年度から本庁舎を対象に、そして2005（平成17）年度からは全公共施設を対象に、温室効果ガス排出量の調査を実施しています。

狭山市地球温暖化対策実行計画（平成24年3月策定）において、温室効果ガス排出量を2010（平成22）年度を基準に2021（平成33）年度までに16%削減し、本庁舎を含む公共施設全体からの排出量を20,397.8t-CO₂に、本庁舎からの排出量を859.8t-CO₂にすることを目標としています。

なお、基準年度（平成22年度）の温室効果ガス総排出量は、24,283.1t-CO₂（二酸化炭素換算）です。

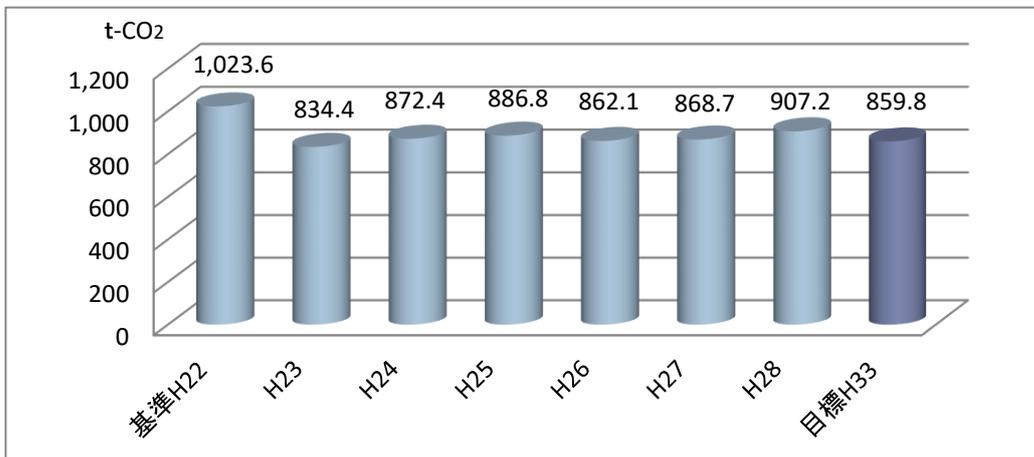
市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量

2016（平成28）年度の温室効果ガスの排出量は18,711.1t-CO₂であり、基準年度（平成22年度）比で5,572t-CO₂削減し、マイナス22.9%となりました。



本庁舎の温室効果ガス排出量

市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量のうち、本庁舎の排出量については、2016（平成28）年度は907.2t-CO₂で、基準年度（平成22年度）比で116.4t-CO₂削減し、マイナス11.4%となりました。



グリーン購入の推進

グリーン購入については、地球温暖化対策取組手順書において定め、環境に配慮した物品等の優先的購入を推進して環境負荷の低減を図るとともに、循環型社会の構築を目指すことを目的に取り組んでいます。

| 区分 | 物品購入額 | グリーン購入額 | グリーン購入率 |
|--------------|-------------|-------------|---------|
| 庁内 | 25,207,112円 | 22,473,157円 | 89.2% |
| 庁外 | 8,659,976円 | 7,749,455円 | 89.5% |
| 平成28年度 合計 | 33,867,088円 | 30,222,612円 | 89.2% |

低公害車導入状況

低公害車の導入については、地球温暖化対策取組手順書において定め、環境負荷の低減を図ることを目的として取り組んでいます。

| 車両種別 | 台数 | 備考 |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 低公害車 | 4台 | 狭山市環境マネジメントシステムに定義する低燃費かつ低排出ガス認定車に該当 |
| 平成28年度合計導入台数 | 4台 | |

狭山市環境方針

基本理念

狭山市は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会の実現を図ることにより、地球環境の保全に寄与するとともに、現在及び将来の世代の市民が健全で豊かな環境からの恵みを楽しむことができるよう取り組みます。

基本方針

(1) 第2次狭山市環境基本計画の着実な推進

狭山市の望ましい環境イメージである「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」の実現を目指して、環境保全に向けた取り組みを総合的に推進します。

(2) 環境に配慮した事務事業の推進と法規制等の順守

事務事業にあたっては、環境への影響を認識し、より効率的な推進が図られるよう、具体的な目的・目標を定め実施するとともに、関連する法規制や市民との合意事項等を順守します。

(3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化がますます深刻化するなか、再生可能エネルギーの普及を中心とした低炭素社会形成に向け、地球温暖化対策実行計画を着実に推進し、より一層の温室効果ガス排出量削減に努めます。

(4) 環境方針の周知と公表

環境方針は、全ての職員等に周知し、深く理解を図るとともに、広く市民へ公表します。

2015年9月1日 狭山市長 小谷野 剛

環境調査結果

(平成28年度実績)

1. 大気汚染
2. 水質汚濁
3. ダイオキシン類
4. 騒音

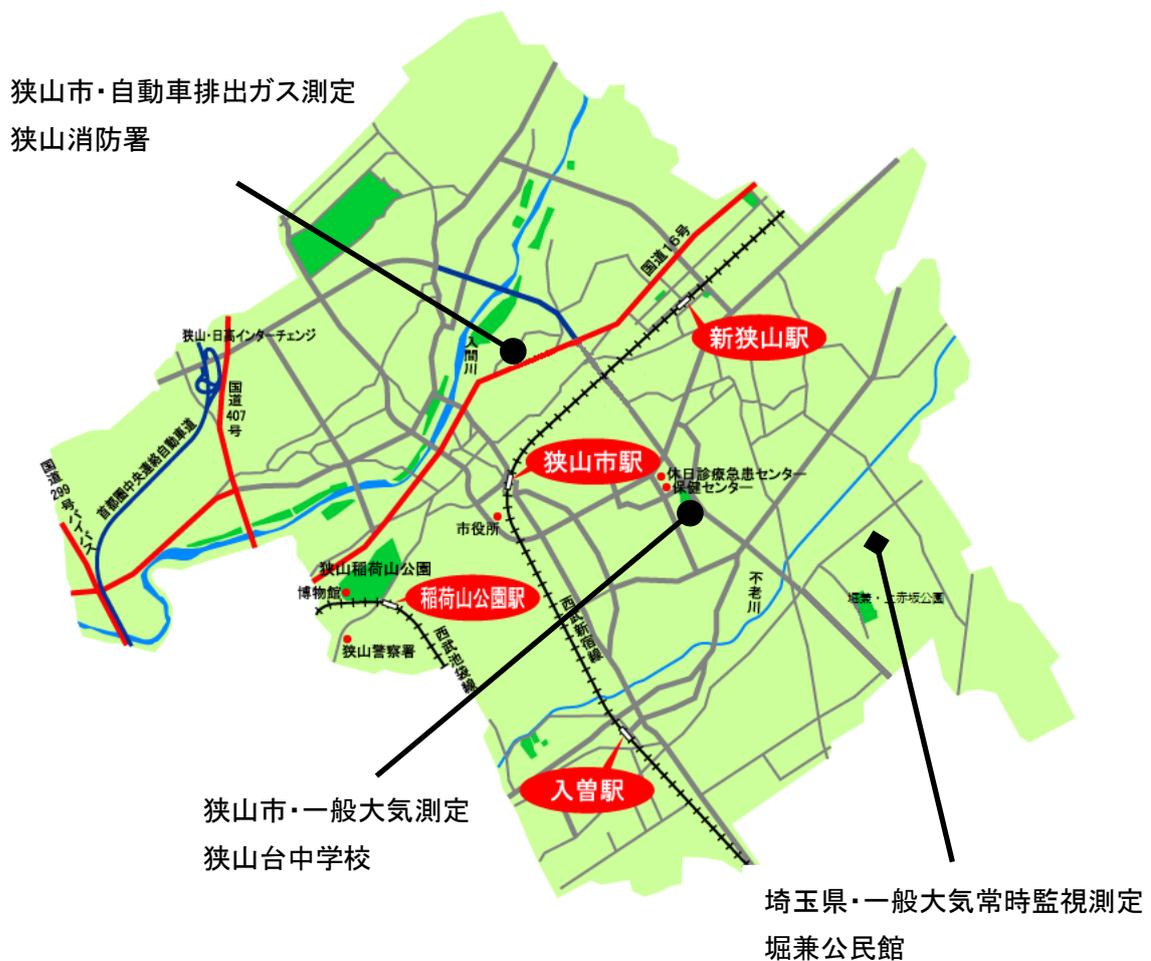
狭山市では、市内の生活環境の状況を把握するため、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境調査を実施しています。大気汚染や水質汚濁の状況については、環境基準が定められている物質等を対象とし、物の焼却の過程で発生するダイオキシン類についても測定を実施しています。また、騒音については、道路交通騒音や航空機騒音の測定を実施し、市内の現状の把握に努めています。

1. 大気汚染

1.1 調査の概要

市内の大気汚染状況は、埼玉県による大気汚染常時監視測定局(測定局・堀兼公民館)での一般大気の常時監視測定と、狭山市による一般大気と自動車排出ガス調査により把握しています。調査では、環境基準が定められている二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の項目を測定しました。

1.2 実施主体・測定項目及び測定地点



平成28年度大気調査地点及び測定項目

| 調査主体 | | 埼玉県 | 狭山市 | |
|------|-----------------------------|-----------------|--------|---------|
| 区分 | | 一般大気 常時監視測定局 | 一般大気 | 自動車排出ガス |
| 地点 | | 堀兼公民館 | 狭山台中学校 | 狭山消防署 |
| 項目 | 二酸化窒素 (NO ₂) | ○ | ○ | ○ |
| | 浮遊粒子状物質 (SPM) | ○ | ○ | ○ |
| | 光化学オキシダント (O _x) | ○ | — | — |
| | 一酸化窒素 (NO) | ○ | ○ | ○ |
| | 窒素酸化物 (NO _x) | ○ | ○ | ○ |
| | 一酸化炭素 (CO) | — | — | — |
| | 二酸化硫黄 (SO ₂) | — | — | — |
| | 風向・風速 | ○ | ○ | ○ |

※ 狭山市では大気状況が悪化する冬季に調査を行っておりますが、光化学オキシダントは紫外線の弱い冬季に環境基準を超過する可能性が著しく低く、一酸化炭素と二酸化硫黄については、過去の調査で環境基準を大幅に達成していたことから、測定を実施していません。

1.3 環境基準

大気環境基準は、環境基本法に規定される「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、二酸化硫黄の5物質について全国一律の基準が定められています。

| 物質 | 環境基準 |
|-----------------------------|--|
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値(日平均値の年間98%値)が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値のうち、日平均値の2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 光化学オキシダント (O _x) | 1時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日の平均値のうち、日平均値の2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。 |
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日の平均値のうち、日平均値の2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ1時間値が 0.1ppm 以下であること。 |

1.4 埼玉県調査結果

埼玉県の大気汚染状況は、県内各所に設置されている埼玉県大気汚染常時監視測定局で常時監視されています。狭山市には、堀兼公民館に測定局が設置されています。

1) 二酸化窒素 (NO₂) 経年変化

| 年度 | 有効測定日数 (日) | 測定時間 (時間) | 年平均値 (ppm) | 1時間値の最高値 (ppm) | 環境基準の適否 | |
|------|---------------|--------------|---------------|-------------------|-----------------|-------------|
| | | | | | 日平均値の 年間98%値 | 適否 (○・×) |
| H 24 | 364 | 8,671 | 0.014 | 0.062 | 0.030 | ○ |
| H 25 | 350 | 8,345 | 0.014 | 0.069 | 0.030 | ○ |
| H 26 | 364 | 8,649 | 0.014 | 0.057 | 0.027 | ○ |
| H 27 | 365 | 8,671 | 0.013 | 0.056 | 0.026 | ○ |
| H 28 | 364 | 8,648 | 0.012 | 0.058 | 0.028 | ○ |

2) 浮遊粒子状物質 (SPM) 経年変化

| 年度 | 有効測定日数 (日) | 測定時間 (時間) | 年平均値 (mg/m ³) | 1時間値の最高値 (mg/m ³) | 環境基準の適否 | |
|------|---------------|--------------|------------------------------|----------------------------------|----------------|-------------|
| | | | | | 日平均値の 2%除外値 | 適否 (○・×) |
| H 24 | 363 | 8,686 | 0.022 | 0.555 | 0.055 | ○ |
| H 25 | 349 | 8,376 | 0.022 | 0.212 | 0.056 | ○ |
| H 26 | 363 | 8,670 | 0.021 | 0.153 | 0.049 | ○ |
| H 27 | 364 | 8,707 | 0.021 | 0.214 | 0.048 | ○ |
| H 28 | 349 | 8,367 | 0.019 | 0.224 | 0.041 | ○ |

3) 光化学オキシダント (O_x) 経年変化

| 年度 | 昼間 測定日数 (日) | 昼間 測定時間 (時間) | 昼間の1時間値が 0.06ppm以上の 日数と時間 | | 昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間 | | 昼間の1時間 値の平均値 (ppm) | 環境基準の適否 | |
|------|-------------------|--------------------|---------------------------------|-----|---------------------------------|----|--------------------------|--------------------------|-------------|
| | | | 日 | 時間 | 日 | 時間 | | 昼間の1時間 値の最高値 (ppm) | 適否 (○・×) |
| | | | | | | | | | |
| H 24 | 365 | 5,422 | 89 | 412 | 2 | 3 | 0.031 | 0.138 | ×※ |
| H 25 | 353 | 5,226 | 95 | 433 | 7 | 19 | 0.032 | 0.166 | ×※ |
| H 26 | 365 | 5,408 | 99 | 549 | 6 | 13 | 0.032 | 0.138 | ×※ |
| H 27 | 365 | 5,401 | 95 | 495 | 4 | 10 | 0.031 | 0.148 | ×※ |
| H 28 | 363 | 5,357 | 80 | 364 | 1 | 1 | 0.046 | 0.126 | ×※ |

※光化学オキシダントの発生原因は、工場の煙や自動車の排気ガスです。そのため、埼玉県では工場・事業場の規制や自動車対策を行っています。なお、県内の全ての地点で環境基準を達成していません。

4) 一酸化窒素 (NO) 経年変化

| 年度 | 有効測定日数 (日) | 測定時間 (時間) | 年平均値 (ppm) | 1 時間値の最高値 (ppm) |
|------|---------------|--------------|---------------|--------------------|
| H 24 | 364 | 8,671 | 0.007 | 0.133 |
| H 25 | 350 | 8,345 | 0.006 | 0.148 |
| H 26 | 364 | 8,649 | 0.005 | 0.117 |
| H 27 | 365 | 8,671 | 0.005 | 0.130 |
| H 28 | 364 | 8,648 | 0.005 | 0.157 |

5) 窒素酸化物 (NOx) 経年変化

| 年度 | 有効測定日数 (日) | 測定時間 (時間) | 年平均値 (ppm) | 1 時間値の最高値 (ppm) |
|------|---------------|--------------|---------------|--------------------|
| H 24 | 364 | 8,671 | 0.021 | 0.177 |
| H 25 | 350 | 8,345 | 0.020 | 0.181 |
| H 26 | 364 | 8,649 | 0.019 | 0.156 |
| H 27 | 365 | 8,671 | 0.018 | 0.155 |
| H 28 | 364 | 8,648 | 0.017 | 0.185 |

6) 光化学スモッグ注意報発令状況 (県南西部地区のみ)

| 区分 | 発令基準 | 年 度 | | | | |
|-------|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 予 報 | 気象状況から見て、光化学スモッグ注意報等が発令されると予想されるとき | 3 | 11 | 8 | 9 | 0 |
| 注 意 報 | 光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、気象状況からみてその状況が続くと認められるとき | 3 | 9 | 11 | 9 | 1 |
| 警 報 | 光化学オキシダント濃度が 0.20ppm 以上になり、気象状況からみてその状況が続くと認められるとき | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

1.5 狭山市の調査結果

狭山市では、大気状況が悪化する冬季に、一般大気と幹線道路沿道の自動車排出ガスの状況を調査しました。

1) 一般大気調査結果

調査地点 狭山台中学校 調査期間 平成29年2月14日～2月20日

| 測定項目 日付 | NO (ppm) | | NO ₂ (ppm) | | NO _x (ppm) | | SPM (mg/m ³) | | 風向 | 風速 (m/s) | |
|------------|----------|-------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|--------------------------|-------|------|----------|-----|
| | 日平均 | 日最高 | 日平均 | 日最高 | 日平均 | 日最高 | 日平均 | 日最高 | 16方位 | 日平均 | 日最高 |
| 2/14 | 0.003 | 0.016 | 0.012 | 0.036 | 0.016 | 0.049 | 0.002 | 0.009 | NW | 1.9 | 2.9 |
| 2/15 | 0.004 | 0.018 | 0.015 | 0.043 | 0.019 | 0.059 | 0.002 | 0.013 | NW | 1.7 | 3.0 |
| 2/16 | 0.011 | 0.062 | 0.029 | 0.050 | 0.039 | 0.107 | 0.014 | 0.026 | SSE | 0.9 | 1.5 |
| 2/17 | 0.011 | 0.046 | 0.022 | 0.056 | 0.034 | 0.102 | 0.013 | 0.032 | NNW | 1.9 | 4.3 |
| 2/18 | 0.002 | 0.004 | 0.010 | 0.031 | 0.011 | 0.035 | 0.004 | 0.020 | NNW | 2.3 | 3.9 |
| 2/19 | 0.001 | 0.003 | 0.006 | 0.023 | 0.007 | 0.026 | 0.005 | 0.014 | NW | 1.8 | 3.6 |
| 2/20 | 0.006 | 0.027 | 0.019 | 0.031 | 0.024 | 0.058 | 0.018 | 0.108 | NNW | 1.6 | 4.8 |
| 平均値 | 0.005 | | 0.016 | | 0.021 | | 0.008 | | NNW | 1.7 | |
| 前年値 | 0.003 | | 0.018 | | 0.021 | | 0.013 | | NNW | 1.4 | |
| 最大値 | | 0.062 | | 0.056 | | 0.107 | | 0.108 | | | 4.8 |
| 前年値 | | 0.044 | | 0.054 | | 0.074 | | 0.038 | | | 3.8 |

2) 自動車排出ガス調査結果

調査地点 狭山消防署 調査期間 平成29年2月14日～2月20日

| 測定項目 日付 | NO (ppm) | | NO ₂ (ppm) | | NO _x (ppm) | | SPM (mg/m ³) | | 風向 | 風速 (m/s) | |
|------------|----------|-------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|--------------------------|-------|------|----------|------|
| | 日平均 | 日最高 | 日平均 | 日最高 | 日平均 | 日最高 | 日平均 | 日最高 | 16方位 | 日平均 | 日最高 |
| 2/14 | 0.052 | 0.173 | 0.029 | 0.057 | 0.081 | 0.229 | 0.005 | 0.025 | N | 3.4 | 6.2 |
| 2/15 | 0.053 | 0.188 | 0.034 | 0.059 | 0.087 | 0.247 | 0.007 | 0.025 | NNW | 2.7 | 5.3 |
| 2/16 | 0.065 | 0.254 | 0.039 | 0.058 | 0.104 | 0.311 | 0.013 | 0.028 | SW | 1.7 | 3.7 |
| 2/17 | 0.054 | 0.217 | 0.027 | 0.058 | 0.081 | 0.266 | 0.006 | 0.028 | N | 4.1 | 10.4 |
| 2/18 | 0.024 | 0.044 | 0.021 | 0.039 | 0.045 | 0.074 | 0.006 | 0.019 | N | 4.0 | 8.2 |
| 2/19 | 0.016 | 0.061 | 0.015 | 0.035 | 0.030 | 0.096 | 0.006 | 0.033 | NNW | 3.4 | 6.8 |
| 2/20 | 0.048 | 0.119 | 0.031 | 0.044 | 0.079 | 0.162 | 0.005 | 0.017 | WSW | 3.4 | 10.7 |
| 平均値 | 0.044 | | 0.028 | | 0.072 | | 0.007 | | N | 3.2 | |
| 前年値 | 0.044 | | 0.031 | | 0.075 | | 0.015 | | N | 2.2 | |
| 最大値 | | 0.254 | | 0.059 | | 0.311 | | 0.033 | | | 10.7 |
| 前年値 | | 0.240 | | 0.064 | | 0.301 | | 0.039 | | | 6.3 |

2. 水質汚濁

2.1 調査の概要

狭山市では、水質汚濁の状況を把握するため、定期的に入間川、不老川の水質調査を実施しています。水質汚濁は、一般家庭から排出される生活排水が主な原因とされることから、代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)などを測定しました。

2.2 調査地点



2.3 環境基準

河川水質に係わる環境基準(生活環境基準)は、利水目的を考慮しAAからEまでの6つに類型指定された水域に対して設定されています。狭山市の場合、入間川はA類型、不老川はC類型に指定されています。

入間川、不老川の水質環境基準

| 河川名 | 類型 | 水素イオン濃度 <pH> | 生物化学的酸素要求量 <BOD> (mg/ℓ) | 浮遊物質 <SS> (mg/ℓ) | 溶存酸素 <DO> (mg/ℓ) | 大腸菌群数 (MPN/100mℓ) |
|-----|-----|-----------------|-------------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 入間川 | A類型 | 6.5~8.5 | 2以下 | 25以下 | 7.5以上 | 1,000以下 |
| 不老川 | C類型 | 6.5~8.5 | 5以下 | 50以下 | 5以上 | — |

2.4 測定結果

平成28年度の河川水質測定は、入間川2地点(豊水橋、新富士見橋)、不老川1地点(入管橋)の3地点で実施しました。入間川は、大腸菌群数以外の項目について環境基準を達成しました。基準超過した大腸菌群数については、引き続き調査を実施します。不老川は、すべての項目で環境基準を達成しましたが、入間川に比べ不老川は、流量に占める生活排水の割合が高いことから、今後も継続的に調査を実施します。

1) 入間川月別調査結果

入間川(豊水橋)

| 測定月 | pH | BOD (mg/ℓ) | SS (mg/ℓ) | DO (mg/ℓ) | 大腸菌群数※ (MPN/100mℓ) | 病原性大腸菌 (0-157) |
|-----|-----|---------------|--------------|--------------|-----------------------|-------------------|
| 4月 | 7.1 | 1.2 | 2 | 10 | 7.0×10^3 | — |
| 5月 | 7.7 | 2.0 | 3 | 9.5 | 1.1×10^4 | — |
| 6月 | 8.9 | 2.2 | 7 | 9.7 | 7.0×10^3 | 陰性 |
| 7月 | 7.6 | 1.3 | 2 | 9.2 | 3.3×10^5 | 陰性 |
| 8月 | 7.8 | 1.0 | 4 | 8.7 | 4.9×10^4 | 陰性 |
| 9月 | 7.7 | 0.6 | 1未満 | 8.8 | 2.4×10^4 | — |
| 10月 | 8.0 | 0.7 | 1未満 | 9.6 | 2.4×10^4 | — |
| 11月 | 7.4 | 1.2 | 1未満 | 10 | 1.3×10^4 | — |
| 12月 | 7.6 | 2.1 | 1未満 | 11 | 1.7×10^4 | — |
| 1月 | 7.6 | 3.0 | 1未満 | 12 | 2.2×10^3 | — |
| 2月 | 7.8 | 1.4 | 1 | 12 | 7.9×10^2 | — |
| 3月 | 7.6 | 7.7 | 2 | 11 | 1.1×10^2 | — |
| 年平均 | 7.7 | 2.0 | 2 | 10.1 | 4.0×10^4 | — |

入間川（新富士見橋）

| 測定月 | pH | BOD (mg/ℓ) | SS (mg/ℓ) | DO (mg/ℓ) | 大腸菌群数※ (MPN/100mℓ) | 病原性大腸菌 (O-157) |
|-----|-----|---------------|--------------|--------------|-----------------------|-------------------|
| 4月 | 7.2 | 1.1 | 5 | 10 | 1.4×10^3 | — |
| 5月 | 7.7 | 2.2 | 10 | 10 | 2.4×10^4 | — |
| 6月 | 8.7 | 1.6 | 2 | 13 | 1.7×10^3 | 陰性 |
| 7月 | 7.6 | 1.1 | 2 | 8.7 | 4.9×10^4 | 陰性 |
| 8月 | 7.9 | 0.7 | 2 | 9.2 | 3.3×10^4 | 陰性 |
| 9月 | 7.7 | 0.6 | 1 | 8.5 | 1.1×10^4 | — |
| 10月 | 8.0 | 0.6 | 1未満 | 9.5 | 3.3×10^3 | — |
| 11月 | 7.6 | 0.9 | 1未満 | 10 | 4.9×10^3 | — |
| 12月 | 7.7 | 1.6 | 1未満 | 11 | 2.2×10^3 | — |
| 1月 | 7.7 | 2.2 | 1未満 | 12 | 1.3×10^3 | — |
| 2月 | 7.8 | 1.4 | 1未満 | 12 | 4.9×10^2 | — |
| 3月 | 7.6 | 0.9 | 2 | 12 | 3.3×10^3 | — |
| 年平均 | 7.8 | 1.2 | 2 | 10.4 | 1.1×10^4 | — |

※大腸菌群数は、ふん便による汚濁の可能性を示す指標ですが、ふん便以外にも土壌や植物などの自然界に由来するものも含まれます。環境基準値が達成できない河川は、全国的にも非常に多い状況にあります。なお、夏季に感染が増加傾向にある病原性大腸菌(O-157)については6月から8月に調査を実施しています。

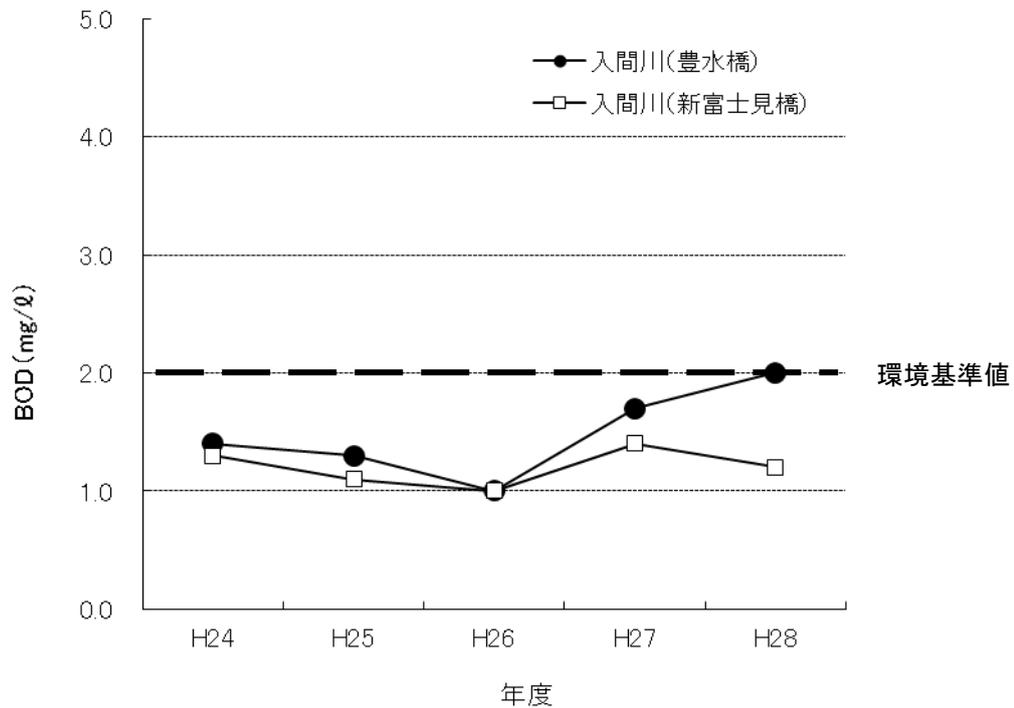
2) 不老川月別調査結果

不老川（入曽橋）

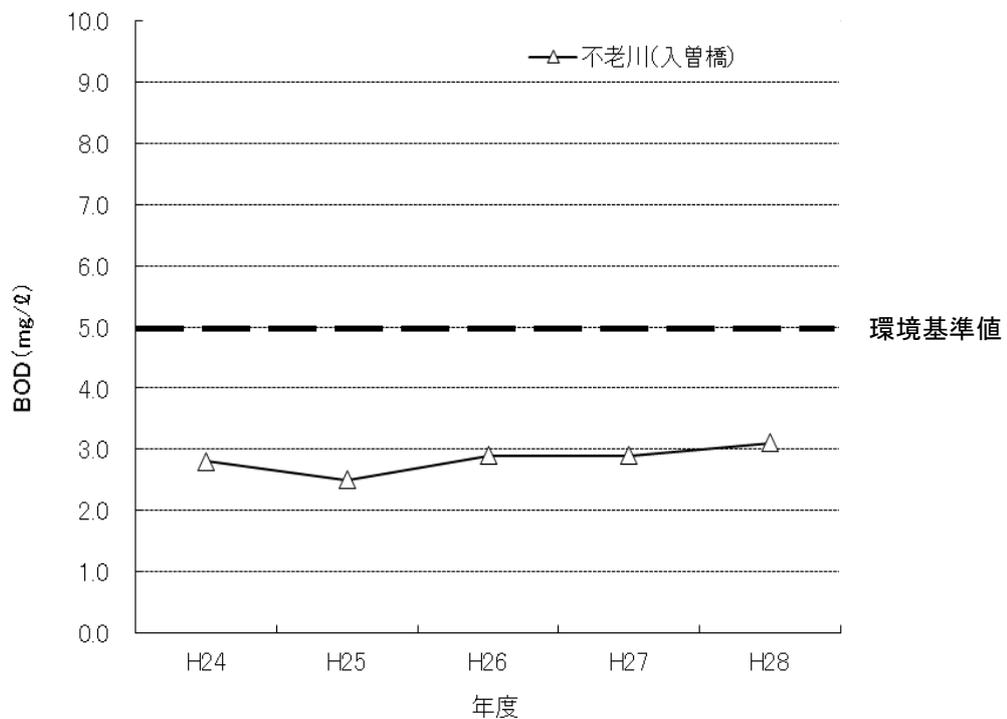
| 測定月 | pH | BOD (mg/ℓ) | SS (mg/ℓ) | DO (mg/ℓ) |
|-----|-----|---------------|--------------|--------------|
| 4月 | 7.0 | 3.4 | 5 | 8.0 |
| 5月 | 7.4 | 1.9 | 2 | 9.4 |
| 6月 | 7.4 | 2.0 | 3 | 9.4 |
| 7月 | 7.4 | 1.7 | 2 | 9.5 |
| 8月 | 7.4 | 7.2 | 1 | 6.3 |
| 9月 | 7.6 | 0.6 | 1 | 9.2 |
| 10月 | 7.8 | 1.2 | 1 | 8.9 |
| 11月 | 7.4 | 1.8 | 1未満 | 8.4 |
| 12月 | 7.3 | 2.5 | 1未満 | 8.1 |
| 1月 | 7.3 | 4.1 | 1 | 6.4 |
| 2月 | 7.6 | 5.1 | 1 | 6.2 |
| 3月 | 7.4 | 5.2 | 1 | 5.8 |
| 年平均 | 7.4 | 3.1 | 2 | 8.0 |

2.5 入間川、不老川のBOD経年変化

入間川、不老川におけるBODの経年変化は、環境基準を達成しています。(過去5年間)



入間川におけるBOD経年変化(年平均値)



不老川におけるBOD経年変化(年平均値)

3. ダイオキシン類

3.1 調査の概要

市内のダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、継続的に大気中のダイオキシン類調査を実施しています。

3.2 調査地点



3.3 環境基準

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称で、以下の環境基準が設定されています。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

| | |
|--------------|---|
| 大気 | 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下(年間平均値) |
| 水質(水底の底質を除く) | 1 pg-TEQ/l以下(年間平均値) |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 土壌 | 1,000 pg-TEQ/g以下(調査指標として、250pg-TEQ/g以上) |

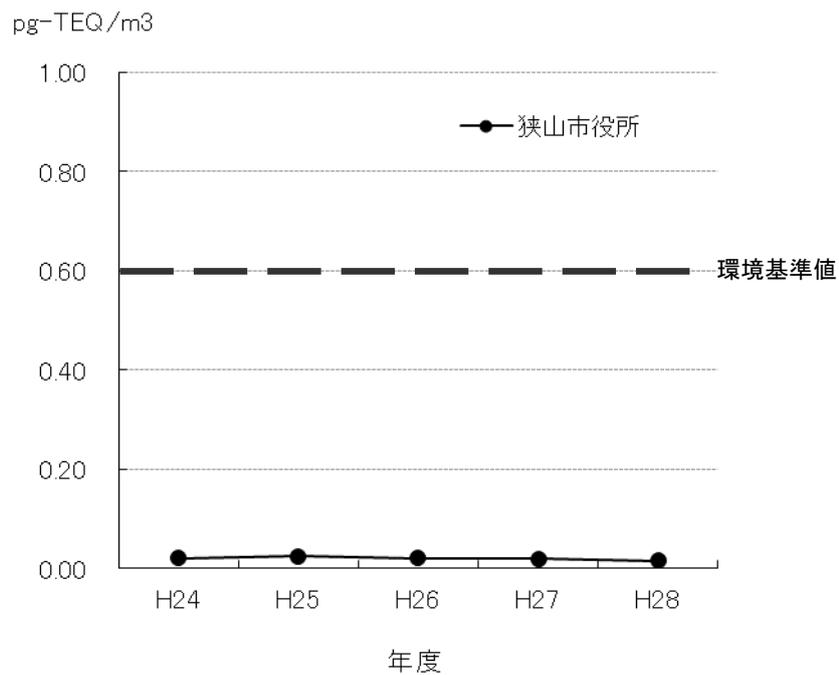
※TEQ・・・毒性等量

3.4 測定結果

平成28年度のダイオキシン類調査では、大気1地点(市役所)で測定を実施しました。その測定結果は、環境基準を達成しました。

1) 平成28年度 大気調査結果

| 調査地点 | 毒性等量 (pg-TEQ/m ³) | 環境基準の適否 (○・×) |
|-------|-------------------------------|------------------|
| | 調査期間 (平成29年2月14日～2月21日) | |
| 狭山市役所 | 0.015 | ○ |



大気中のダイオキシン類経年変化

4. 騒音

4.1 調査の概要

騒音とは「このましくない音」の総称です。騒がしい音・不快感のある音のことで、主に工場や建設作業場、自動車等から発生するため、環境基準や要請限度といった騒音規制があります。市では、主要道路の自動車騒音と入間基地の航空機騒音の調査を実施しています。

4.2 道路交通騒音調査

自動車騒音の状況を把握するための調査は、幹線道路に面した地域（道路端から 50mの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況の評価（面的評価）を行いました。なお、この調査は、騒音規制法第 18 条の規定に基づき実施するもので、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で、市内の一般国道、県道を区間毎に区切って調査します。

4.2.1 調査地点

| 測定路線名 | 評価区間 | | 延長距離 (km) |
|---------|------------|---------------|-----------|
| 県道川越入間線 | <始点> 所沢狭山線 | <終点> 入間市・狭山市境 | 1.6 |



4. 2. 2 環境基準

騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準です。自動車交通騒音には、以下の環境基準が設定されています。

| 地域の区分 | 昼間(6~22時) | 夜間(22~6時) |
|--|-----------|-----------|
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 dB 以下 | 55 dB 以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 dB 以下 | 60 dB 以下 |

- 1 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 2 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 3 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

[幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値]

| 区分 | 昼間(6~22時) | 夜間(22~6時) |
|---------|-----------|-----------|
| 屋外 | 70 dB 以下 | 65 dB 以下 |
| 窓を閉めた屋内 | 45 dB 以下 | 40 dB 以下 |

- 注) 1. 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
2. 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

4. 2. 3 測定結果

調査の結果、昼、夜ともに全対象住戸すべてにおいて環境基準に適合していました。

1) 平成28年度 自動車騒音に係る環境基準適合状況(面的評価結果)

| 測定路線 | 評価対象住居等戸数(戸) | 昼間・夜間ともに基準値適合(戸、%) | |
|---------|--------------|--------------------|-----|
| 県道川越入間線 | 430 | 430 | 100 |

2) 平成28年度 評価対象路線における騒音レベル等の基礎データ

| 測定路線 | 車線数 | 昼夜区分 | 等価騒音レベル(dB) | 環境基準(dB) | 交通量(台) | 大型車混入率(%) | 平均速度(km/h) |
|---------|-----|------|-------------|----------|--------|-----------|------------|
| 県道川越入間線 | 2 | 昼間 | 68 | 70 | 11,232 | 18.8 | 42 |
| | | 夜間 | 64 | 65 | 1,632 | 14.7 | 50 |

※調査年月日 平成28年11月28日~29日

4.3 航空機騒音調査

航空自衛隊入間基地の航空機騒音調査については、埼玉県が常時監視を4カ所で、狭山市が定期的に数カ所で、それぞれ行っています。測定結果は、入間基地周辺の騒音対策に活用されています。

4.3.1 調査地点



平成28年度 航空機騒音調査地点

1) 埼玉県（常時監視）

| No. | 調査地点◆ |
|-----|------------|
| 1 | 狭山緑陽高等学校 |
| 2 | 綜研化学(株)駐車場 |
| 3 | 柏原小学校 |
| 4 | 老人福祉センター宝荘 |

2) 狭山市（移動）

| No. | 調査地点● |
|-----|------------|
| 1 | 狭山市役所 |
| 2 | コミュニティセンター |
| 3 | 富士見小学校 |
| 4 | 水野保育所 |

4.3.2 環境基準

航空機騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 環境基準値 (Lden) |
|-------|--------------|
| I | 57dB 以下 |
| II | 62dB 以下 |

地域の類型

I … 専ら住居の用に供される地域（第一種、第二種低層住居専用地域・第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域・準住居地域・用途地域の定めのない地域）

II … I以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域（近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域）

基準値

Lden …… 航空機の単発曝露騒音レベルを時間帯別に重み付けして積算し、単位時間当たりに換算したもの

4.3.3 測定結果

1) 平成28年度 航空機騒音常時監視測定結果（調査主体:埼玉県）

| No. | 測定場所 | 地域の類型 | 測定日数 | 測定値 | 騒音感知回数 | |
|-----|------------|-------|------|-----------|--------|------|
| | | | | Lden (dB) | 総数 | 1日平均 |
| 1 | 狭山緑陽高等学校 | I | 365 | 56 | 14,377 | 39 |
| 2 | 綜研化学(株)駐車場 | I | 365 | <u>62</u> | 16,257 | 45 |
| 3 | 柏原小学校 | I | 363 | 55 | 9,741 | 27 |
| 4 | 老人福祉センター宝荘 | I | 365 | 53 | 9,635 | 26 |

注) 測定値に下線が付いているものは、環境基準値を超過していることを表しています。

2) 平成28年度 航空機騒音移動測定調査結果（調査主体:狭山市）

| No. | 測定場所 | 地域の類型 | 測定期間 | 測定値 | 騒音感知回数 |
|-----|------------|-------|-------------------------|-------------|--------|
| | | | | Lden (dB) | 1日平均 |
| 1 | 狭山市役所 | I | 5/25~6/7 11/8~11/22 | <u>59.3</u> | 67.4 |
| | | | | <u>61.5</u> | 60.8 |
| 2 | コミュニティセンター | I | 5/25~6/7 11/8~11/22 | <u>61.2</u> | 72.8 |
| | | | | <u>64.1</u> | 63.6 |
| 3 | 富士見小学校 | I | 6/9~6/22 11/25~12/8 | 46.7 | 44.2 |
| | | | | 40.7 | 35.6 |
| 4 | 水野保育所 | I | 6/10~6/23 11/26~12/9 | 52.6 | 56.4 |
| | | | | 55.4 | 84.7 |

※測定値に下線が付いているものは、環境基準値を超過していることを表しています。

狭山市環境基本条例

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、環境基本法（平成5年法律第91号）の例による。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取組によって適切に推進されなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講

する責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、狭山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成等)

- 第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置等)

- 第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置等を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び調査の実施)

第12条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全に関する施策に資するため、環境の保全に関する情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、前条の教育及び学習の振興並びに第17条の自発的活動の促進に資するため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求めること等これらの者との連携を図るものとする。

(自発的活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置等)

第18条 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法第44条の規定に基づき、狭山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験を有する者

(3) 市民を代表する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正[平成11年条例13号]

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 狭山市環境審議会条例(平成7年条例第18号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の狭山市環境審議会条例の規定により環境審議会委員に委嘱されている者は、第21条第3項の規定により委嘱された環境審議会委員とみなす。この場合において、当該環境審議会委員の任期については、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成11年10月31日までとする。

附 則(平成11年3月19日条例第13号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

お茶香るまち



狭山市役所 環境経済部 環境課

〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号

電話 04-2953-1111 (内線3671, 3672)

FAX 04-2954-6262 (代表)

e-mail kankyo@city.sayama.saitama.jp

環境レポートは市役所・環境課及び行政資料室で閲覧できます。

本編を入手希望の方のためには、狭山市公式ホームページ

(<http://www.city.sayama.saitama.jp>)でダウンロードできますのでご利用ください。